

葛城市男女共同参画基本計画 (素案)

平成21年(2009年) 1 月

葛城市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画のめざす姿
- 4 計画の構成
- 5 計画の期間

第2章 男女共同参画にかかる現状と課題

- 1 低い男女の地位の平等感
- 2 少子・高齢社会の進行
- 3 家族形態の多様化、意識の変化
- 4 女性の就労状況

第3章 施策の目標と方向

- 計画の体系
- 目標Ⅰ 暮らしの中に男女平等の考え方を根づかせます
- 目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画を実現します
- 目標Ⅲ 男女共同参画社会を支える環境を整えます
- 推進体制

第1章

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国においては、個人の尊重と法の下での平等を謳う日本国憲法のもとで、男女平等の実現に向けた取り組みが進められ、「女子差別撤廃条約」の批准（昭和 60（1985）年）を契機に、さまざまな法律や制度が整えられてきました。

近年は、男女共同参画社会の実現をわが国の最重要課題と位置づけ、平成 17（2005）年には「第二次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画、男女平等への取り組みが進められています。それによって社会の意識は少しずつ変化しているところですが、いまだ性別によって役割を固定的に考える意識は根強く、男女の不平等は解消されたとはいえません。

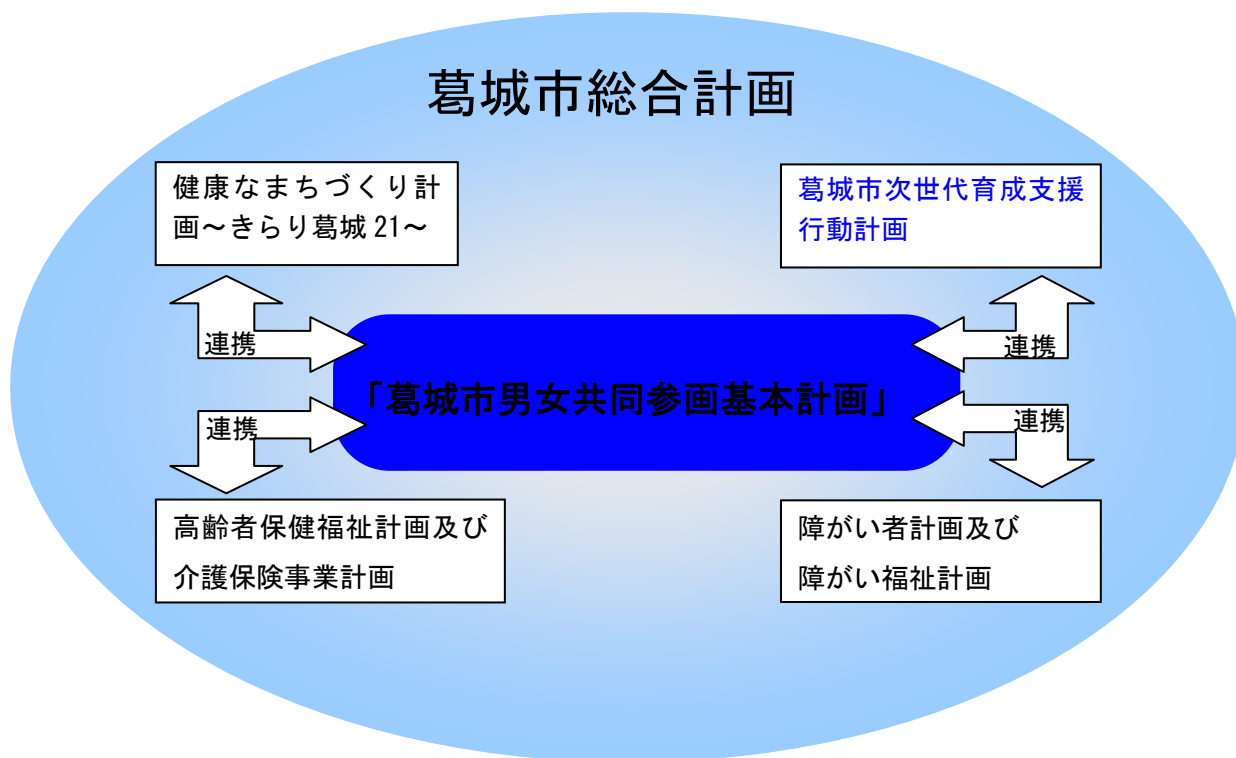
政治や経済の場で活躍する女性は少数である一方で、子育てや介護、地域活動の場への男性の参加・参画は依然として低調です。また、女性の人権を著しく侵害するセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、性犯罪など女性に対する暴力は拡大し、深刻化するなど、多くの課題が残されています。

本市においては、こうした状況を踏まえ、平成 19（2007）年には「男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」を実施し、一人ひとりの個性と能力を發揮しながら、男女がともにあらゆる分野に参画し、多様性を尊重し合う社会（＝男女共同参画社会）の実現をめざして、今後取り組むべき主な課題や施策の概要を明らかにする「葛城市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

- ①この計画は、国の男女共同参画社会基本法に基づいて、葛城市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。
- ②この計画は、「葛城市総合計画」を推進するための分野別計画で、人権、子育て、保健、福祉などに関する計画と連携し、それらを男女共同参画の視点で横断的にとらえる役割を果たします。
- ③この計画は、市の施策を明らかにし、市民と事業者と市が一体となって行動するための共有の指針となるものです。

計画の位置づけ(イメージ図)



3. 計画のめざす姿

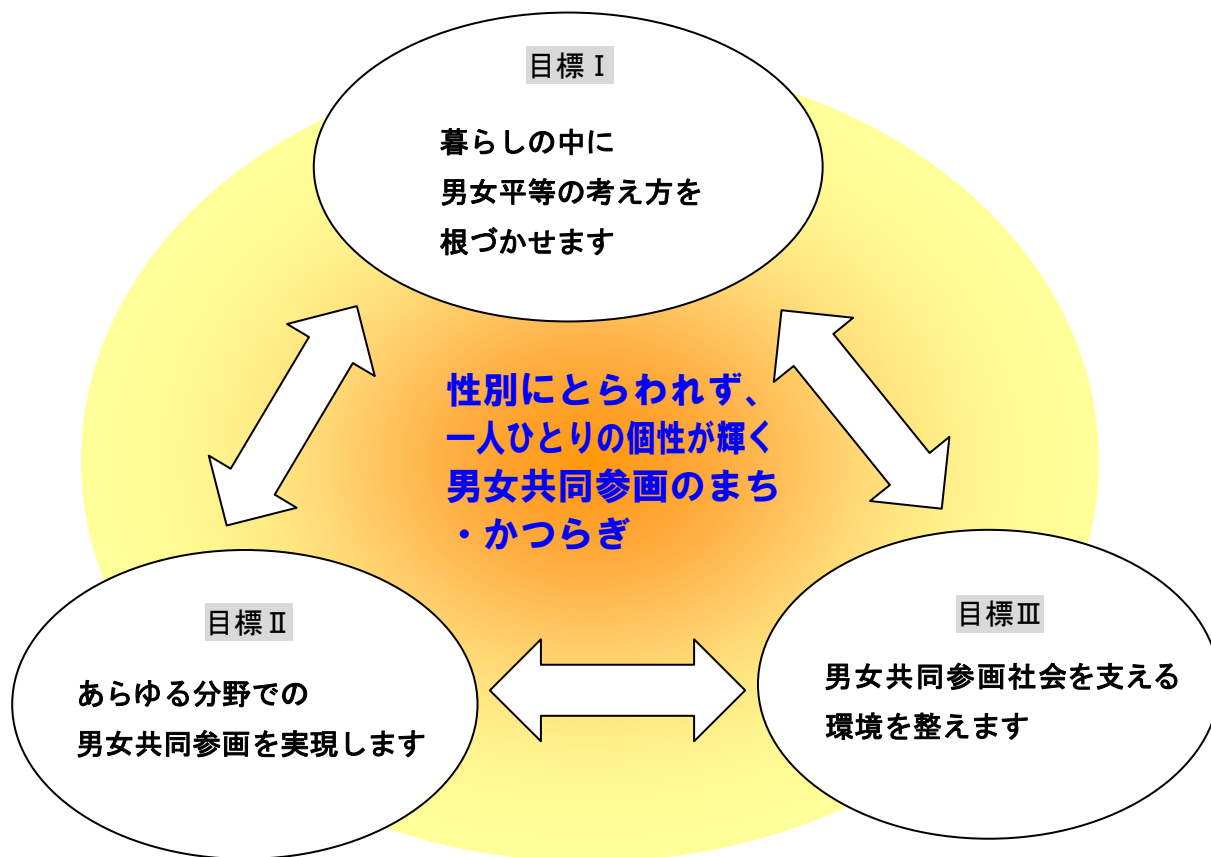
**性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く
男女共同参画のまち・かつらぎ**

この計画は、男女共同参画社会の実現を目標とするものです。
国の男女共同参画社会基本法では、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を發揮できる社会の創造を理念に掲げています。
本計画は、この理念を継承し、「**性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く男女共同参画のまち・かつらぎ**」を「計画のめざす姿」に位置づけ、「女はこう、男はこう」という考え方にしばられず、それぞれの個性を活かしつつ、一人ひとりの人権を尊重し合いながら、誰もが輝いて、いきいきと暮らすことのできる社会の実現をめざします。

4. 計画の構成

(1) 計画の目標

『性別にとらわれず、一人ひとりの個性が輝く 男女共同参画のまち・かつらぎ』を実現するために次の3つの目標を定めます。



(2) 計画の構成

この計画は、計画のめざす姿を実現するための3つの「目標」と、それを実現するための21の「基本課題」と具体的な推進のための「基本施策」で構成しています。

「基本課題」では、課題別に現状と課題を明らかにしたうえで基本施策を示しています。「基本施策」は、次の4つの視点に立った内容で構成しています。

- ①男女共同参画を推進するもの
- ②男女共同参画の推進に関連するもの
- ③男女共同参画を阻害する要因を除去するもの
- ④特に女性あるいは男性を対象とするもの

5. 計画の期間

計画の期間は、平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）の10年間とします。ただし、今後の国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行うこととします。

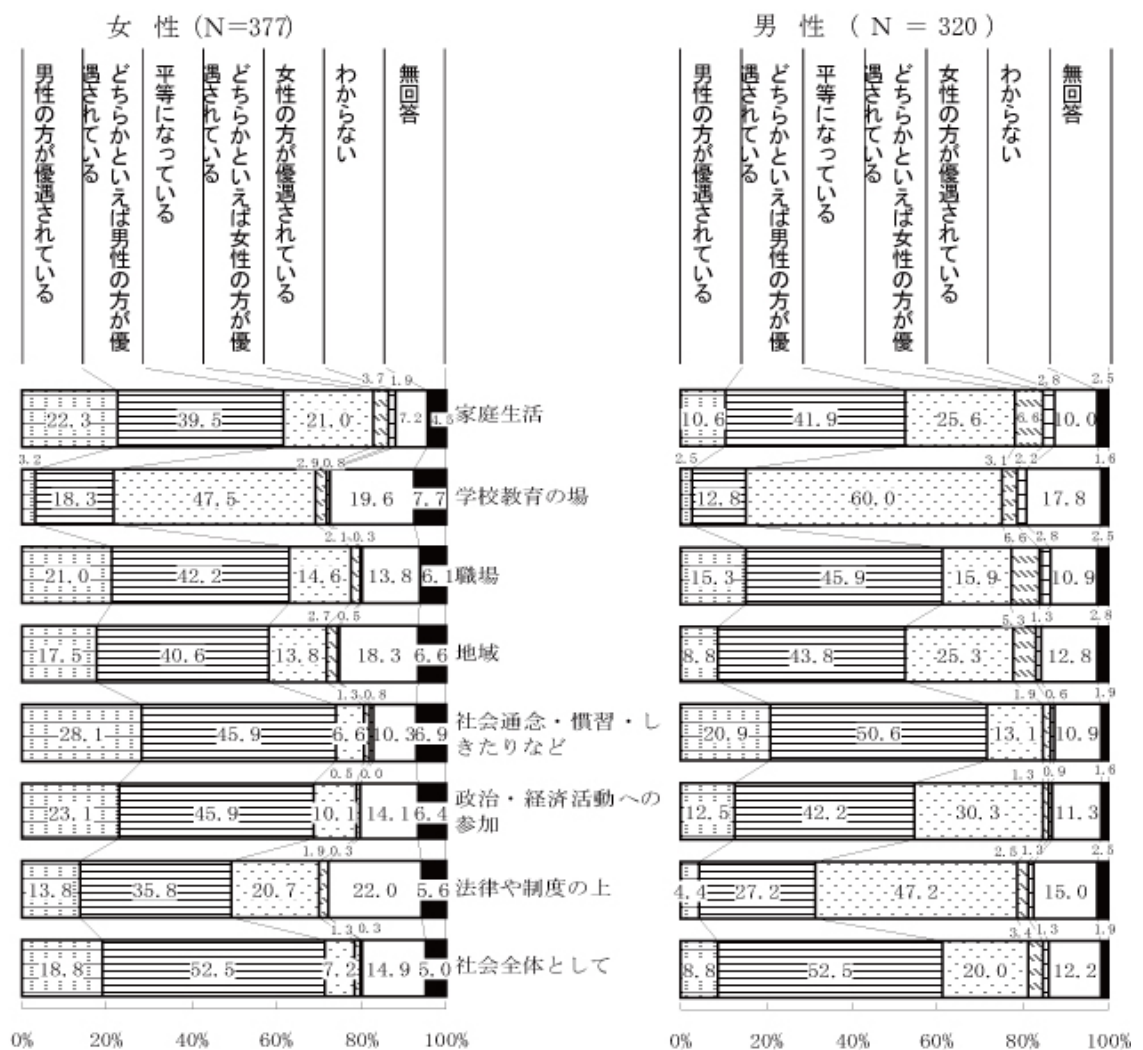
第2章

男女共同参画にかかると現状と課題

1. 低い男女の地位の平等感

平成 19（2007）年に実施した「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」（以下「平成 19 年意識調査」という）では、8つの分野において男女平等であるかどうかをたずねています。その結果をみると、「平等である」の割合が高いのは、「学校教育の場」のみで、他の分野では、「男性が優遇されている」とする割合が高くなっています。特に、「社会通念・慣習・しきたりなど」では男女ともに7割以上が「男性が優遇されている」と感じています。あらゆる場面、分野にわたる総合的重層的な男女平等・男女共同参画施策の推進が求められています。

図1 男女の地位の平等感（全体）



資料:平成 19 年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」

2. 少子高齢社会の進行

わが国では、平成 17（2005）年に総人口が戦後初めて前年を下回り、本格的な「人口減少時代」を迎えました。

葛城市においては、平成 12（2000）年を境に「65 歳以上（老年人口）」の割合が「0～14 歳（年少人口）」の割合を上回り、平成 17（2005）年には「高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）」が奈良県全体の 19.5%よりは低いものの、18.7%となっています。また、同時に生産年齢人口が減少することにより、経済成長に対してマイナスの影響を与えるばかりでなく、年金や医療、介護といった社会保障における現役世代の負担が一層増大するなどの影響が予想され、効果的な少子化対策が必要となります。

図2 高齢化率と年齢3区分別人口（葛城市）

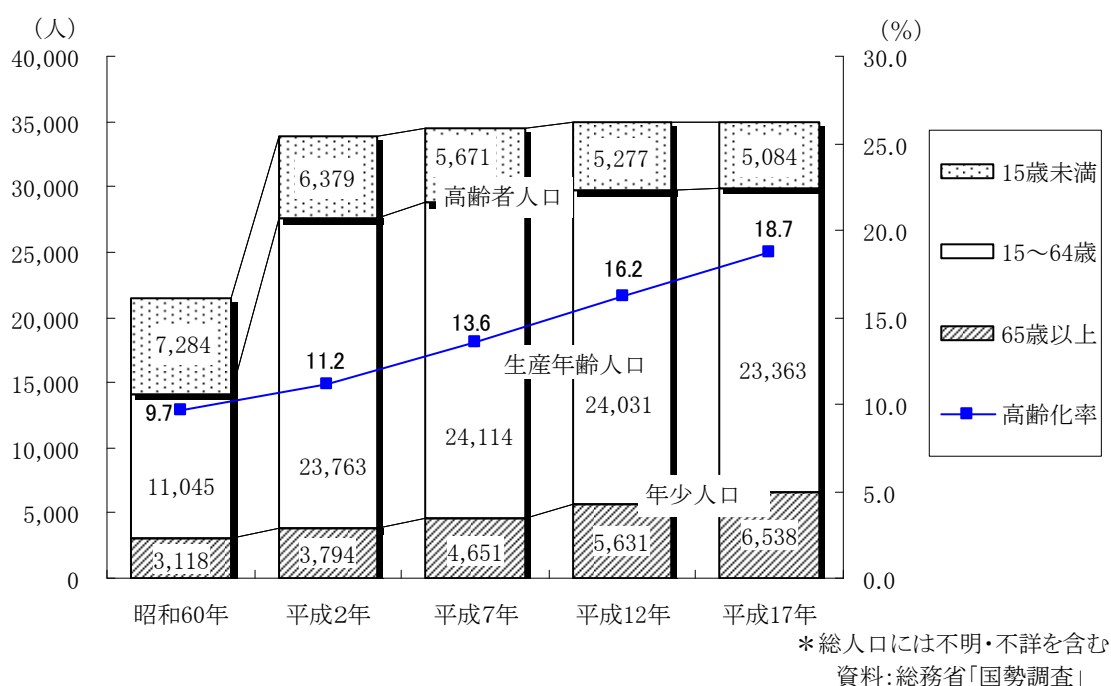
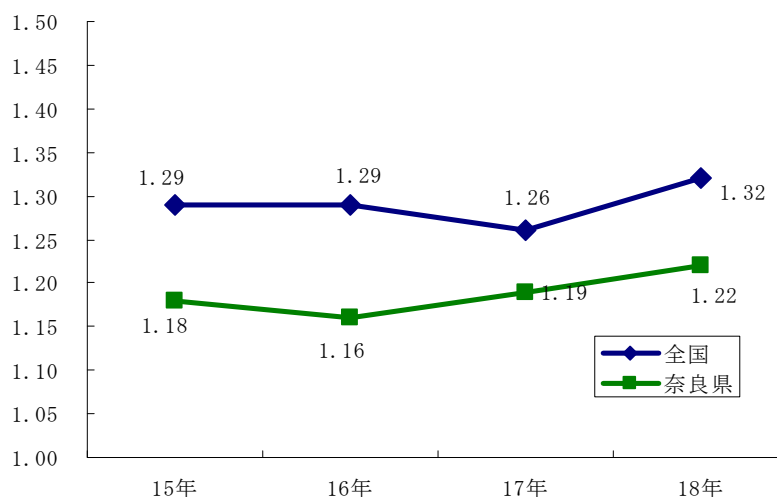


図3 出生数と合計特殊出生率の推移（全国・奈良県）



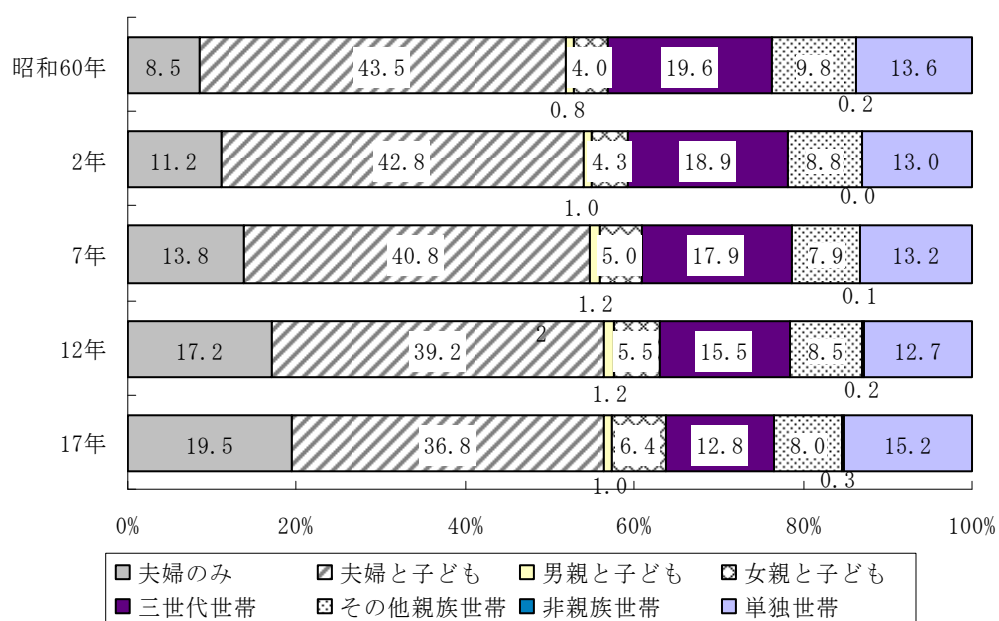
資料:資料:厚生労働省「人口動態統計」

3. 家族形態の多様化、意識の変化

本市の世帯構成をみると、「夫婦と子ども世帯」や「三世帯世帯」が減少し、「夫婦のみ世帯」「ひとり暮らし世帯（単独世帯）」「ひとり親と子ども世帯」が増加しており、家族の規模が縮小しています。平成17年では、これら4つの世帯類型を合わせた割合は、4割を超えています。

未婚化や高齢化によって単身世帯が増えるということは、介護を始めとした支援の必要な世帯が増えるなど、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念され、対応策が必要となっています。

図4 世帯類型別構成比の推移（葛城市）



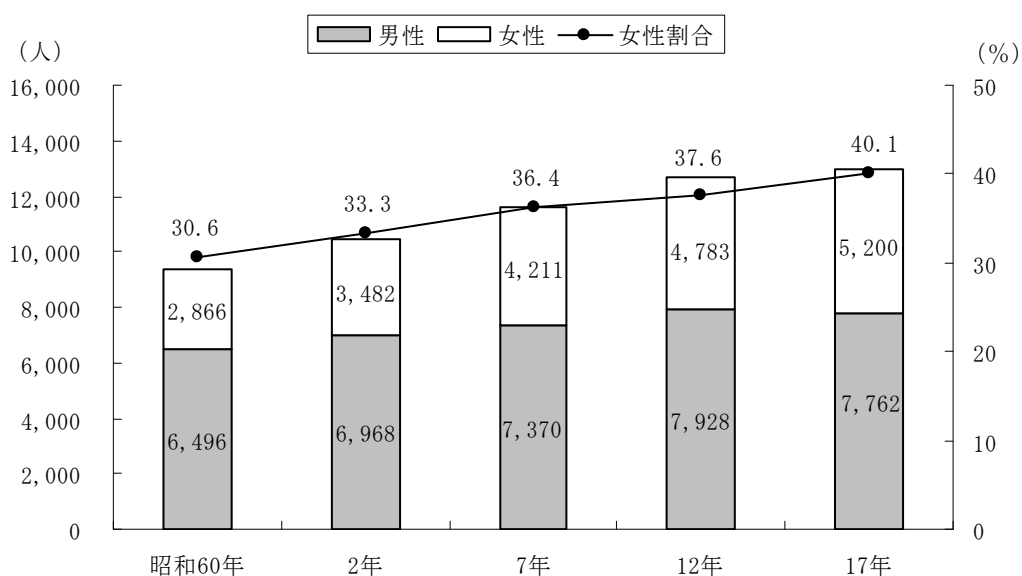
資料:総務省「国勢調査」

4. 女性の就労状況

本市における性別雇用者数をみると、平成 17 年では女性 5,200 人、男性 7,762 人で、雇用者に占める女性の割合は 40.1%と年々高くなっています。

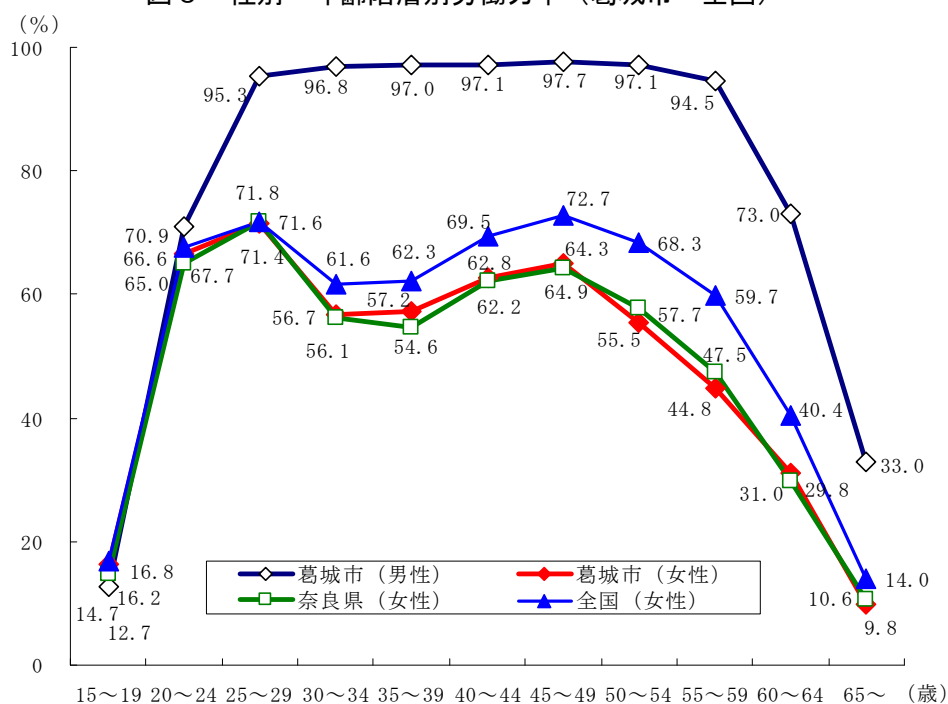
しかし、女性の年齢階層別労働力率をみると、依然として結婚・出産・育児期にあたる 30 歳代で下降し、40 歳代で再び上昇するM字型曲線を描いており、30 歳代以降の労働力率は、国のそれよりも低く、全国平均を下回っています。

図5 性別雇用者数の推移（葛城市）



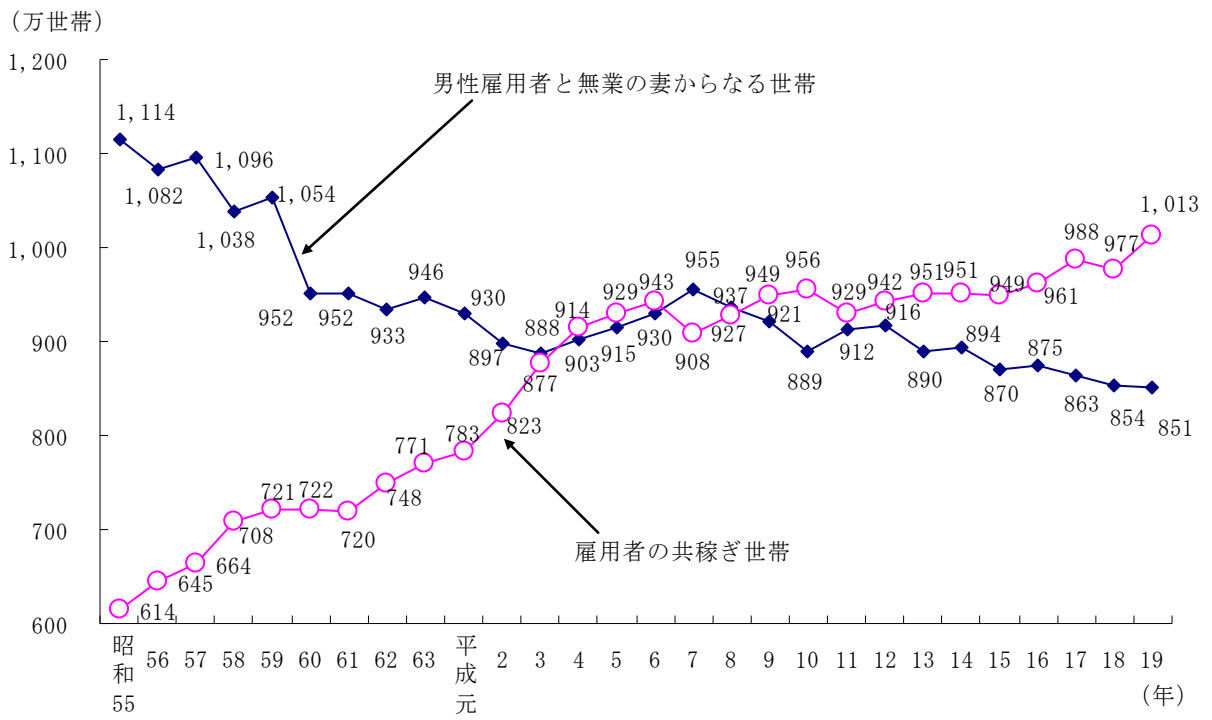
資料:総務省「国勢調査」

図6 性別・年齢階層別労働力率（葛城市・全国）



資料:総務省「国勢調査」(平成 17 年)

図7 共働き等世帯数の推移（全国）



資料:内閣府「平成20年版男女共同参画白書」

第3章 施策の目標と方向

1. 計画の体系

目標Ⅰ
 暮らしの中に男女平等の考え方を
 根づかせます

基本課題	基本施策
1) 男女平等意識の浸透	1. 男女平等意識を高めるための広報・啓発
	2. 男女共同参画をめざす法律や制度の周知
	3. 男女平等意識に基づく情報学習と情報発信の推進
2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	4. 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進
	5. 多様な選択を可能にする教育・学習の充実
3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	6. 女性に対する暴力の根絶に向けた意識づくり
	7. 女性に対する暴力根絶のための対策の推進

目標Ⅱ
 あらゆる分野での男女共同参画を
 実現します

4) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	8. 市における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
	9. 企業や各種団体などの政策・方針決定過程への女性の参画の促進
5) 働く場での男女共同参画の促進	10. 職場における男女共同参画の促進
	11. 農林水産業、自営業等での男女共同参画の推進
	12. 女性の就労支援
	13. 仕事と家庭生活の両立への支援
6) 男女共同参画の視点で行う家庭・地域づくり	14. 男女で支えあう家庭づくりの促進
	15. 女性の参画の少ない分野における対策の推進

目標Ⅲ
 男女共同参画社会を支える
 環境を整えます

7) 子育て環境の整備	16. 子育て家庭への支援の充実
8) 多様な生活スタイルの家庭への支援	17. ひとり親家庭への支援の充実
	18. 在住外国人家庭への支援の充実
9) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	19. 介護や援助の必要な人への支援の推進
10) 生涯にわたる健康への支援	20. 生涯を通じた心身の健康保持・増進
	21. 健康をおびやかす問題についての対策の推進

目標Ⅰ 暮らしの中に男女平等の考え方を根づかせます

- 性別にこだわらず、自分の価値観に基づいて自由に生き方を選択できるよう、多様な生き方を認め合える考え方を浸透させ、行動につながるよう取り組みを進めます。
- 職場や学校、家庭、地域において、あらゆる機会と学習の場を通じて、人々の意識の中に、男女平等、人権尊重の意識を根づかせます。
- 女性に対する暴力は、犯罪をも含む女性の人権を侵害する最たるものです。暴力を許さない社会づくりを進めます。また、被害女性に対しては、さまざまな機関と連携して、保護・救済・自立の支援の体制づくりを進めます。

基本課題 1 男女平等意識の浸透

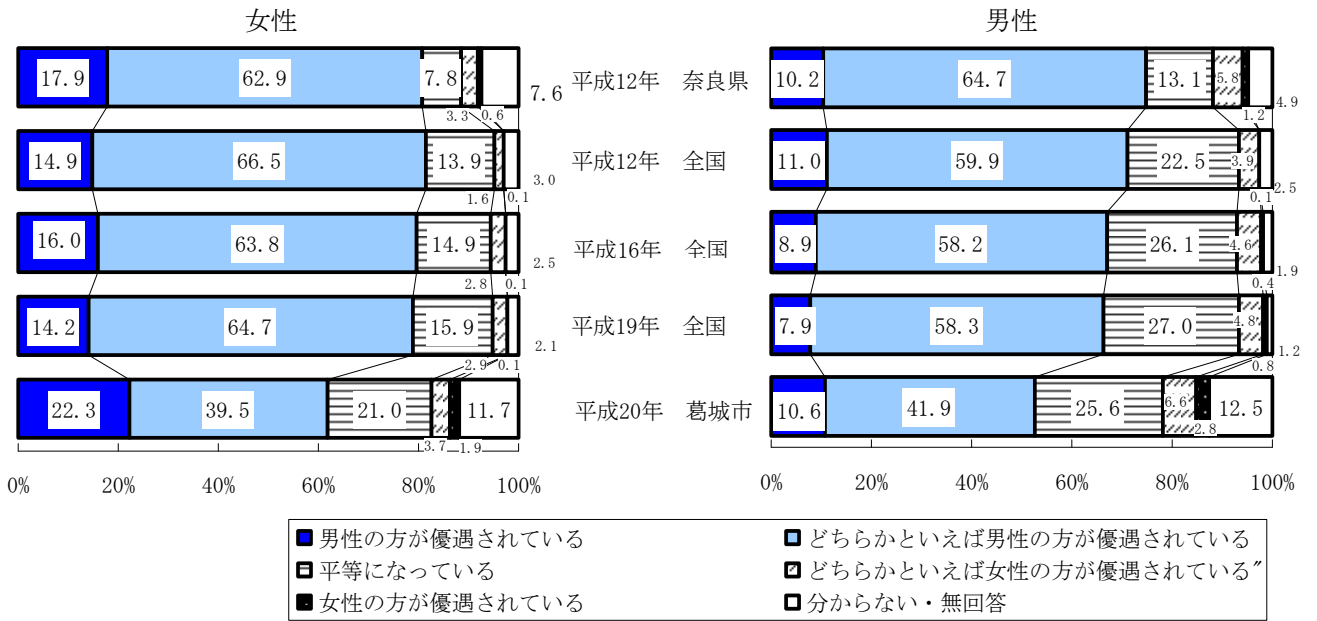
私たちが暮らす地域社会や家庭、職場には、「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という概念や、「男は仕事、女は家庭」のように性別によって役割を固定する考え方（＝性別役割分担意識）や慣行があります。こうした考え方や慣行は、女性の社会進出や経済的自立をはばみ、男性の生活者としての自立を妨げる要因ともなっています。

また、「平成 19 年意識調査」での「女性の人権が尊重されていないと感じること」の割合は総じて高いとはいえません。

老若男女一人ひとりが、自分らしくいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現するためには、人々の意識や社会のしきたり・慣習のなかに残る固定的な性別役割分担意識や女性に対する差別や偏見を払拭することが重要です。

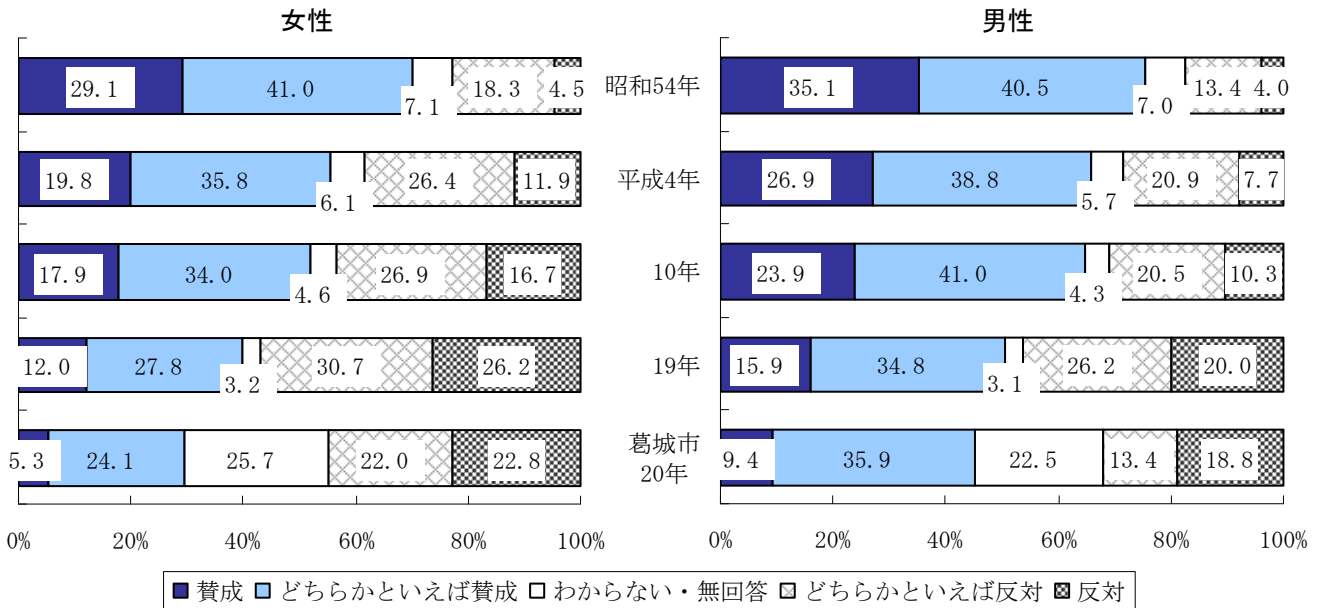
あらゆる場面、分野で男女平等意識の浸透を図り、どのような生き方、暮らし方を選んだとしても誰もが暮らしやすく、男女が対等なパートナーとして互いに尊重しあえる社会をめざします。

図8 男女の地位の平等感(社会全体)(全国・奈良県・葛城市)



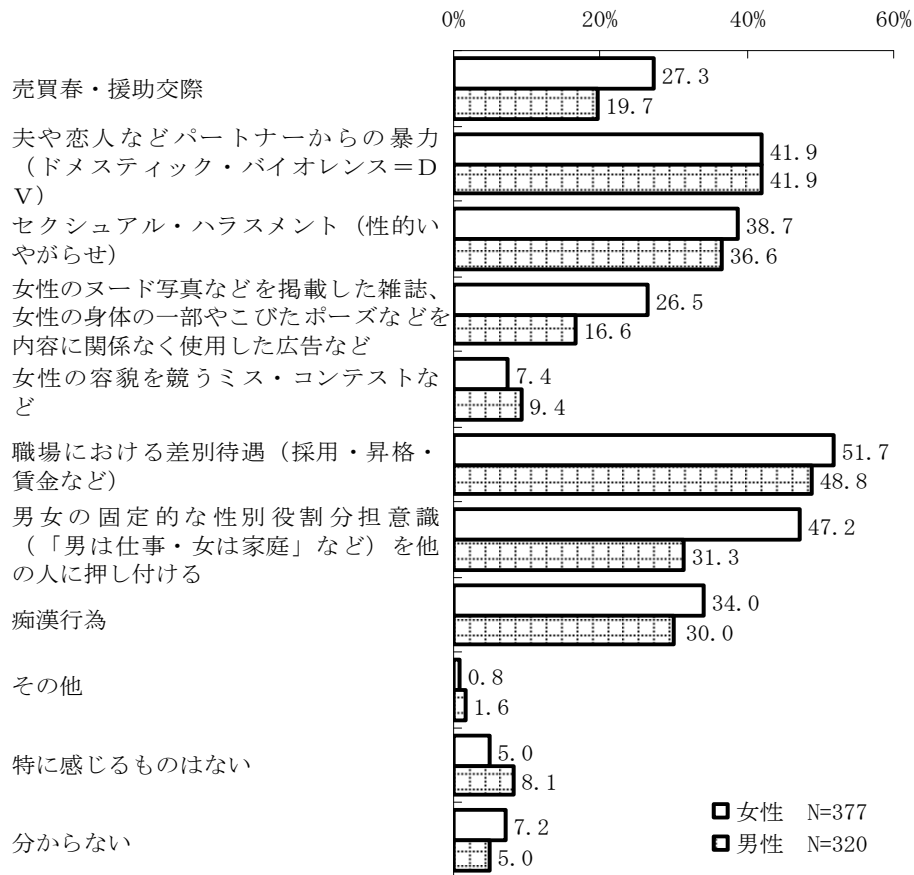
資料: 国は内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会に関する世論調査」、奈良県は奈良県男女共同参画課調べ、葛城市は「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」

図9 性別役割分担意識(全国・葛城市)



資料: 国は内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会に関する世論調査」、葛城市は「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」

図 10 女性の人権が尊重されていないと感じること



資料:平成 19 年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」

基本施策 1 男女平等意識を高めるための広報・啓発

	具体的施策	担当課
1	男女共同参画という考え方の浸透 長い時間をかけて人々の意識の中に根づいている、性別による 固定的な役割意識の見直しを啓発し、是正に努めます。	全課
2	男女共同参画の視点に立った刊行物の発行 広報誌や市の ホームページ等を活用して男女共同参画につい ての啓発を行います。	人権政策課 秘書課
3	「男女共同参画週間」「人権週間」「差別をなくす強調月間」などに合 わせた啓発の実施 さまざまな機会をとらえて、男女共同参画の意義を啓発します。 また、実施にあたっては市民の参画を促します。	人権政策課
4	男女平等、男女共同参画をテーマにしたフォーラムや学習会の充実 さまざまな機会をとらえて、男女共同参画の意義を啓発します。 また、実施にあたっては市民の参画を促します。フォーラムや講 座の開催などを通して、男女平等、男女共同参画についての考 え方を浸透させます。	人権政策課

基本施策2 男女共同参画をめざす法律や制度の周知

	具体的施策	担当課
5	<p>法識字 女性関連法・制度等の講座・学習会の開催</p> <p>男女共同参画を推進するためのさまざまな法律や制度の周知を図ることで、男女共同参画の視点に立った考え方の重要性を学ぶ機会を設けます。</p>	人権政策課
6	<p>消費者としての男女共同参画の促進</p> <p>国・県などの消費生活センター、国民生活センターと連携して、消費者としての男女共同参画を促進します。</p>	商工観光課

基本施策3 男女平等意識に基づく情報学習と情報発信の推進

	具体的施策	担当課
7	<p>男女平等、男女共同参画に関する情報収集と提供</p> <p>男女平等、男女共同参画、あるいは、それを学ぶ機会についての情報を収集するとともに、市民に周知していきます。</p>	人権政策課
8	<p>ジェンダーに敏感な視点にたった市の刊行物の見直し</p> <p>市の発行する刊行物が市民に与える影響の大きいことを考慮し、ポスター、チラシ、情報紙などにおいては、男女共同参画の視点に立った表現を徹底します。また、全職員が共通認識が持てるよう庁内向けの表現ハンドブックを配布します。</p>	全課
9	<p>メディアの人権侵害に関する学習活動の推進</p>	人権政策課 生涯学習課

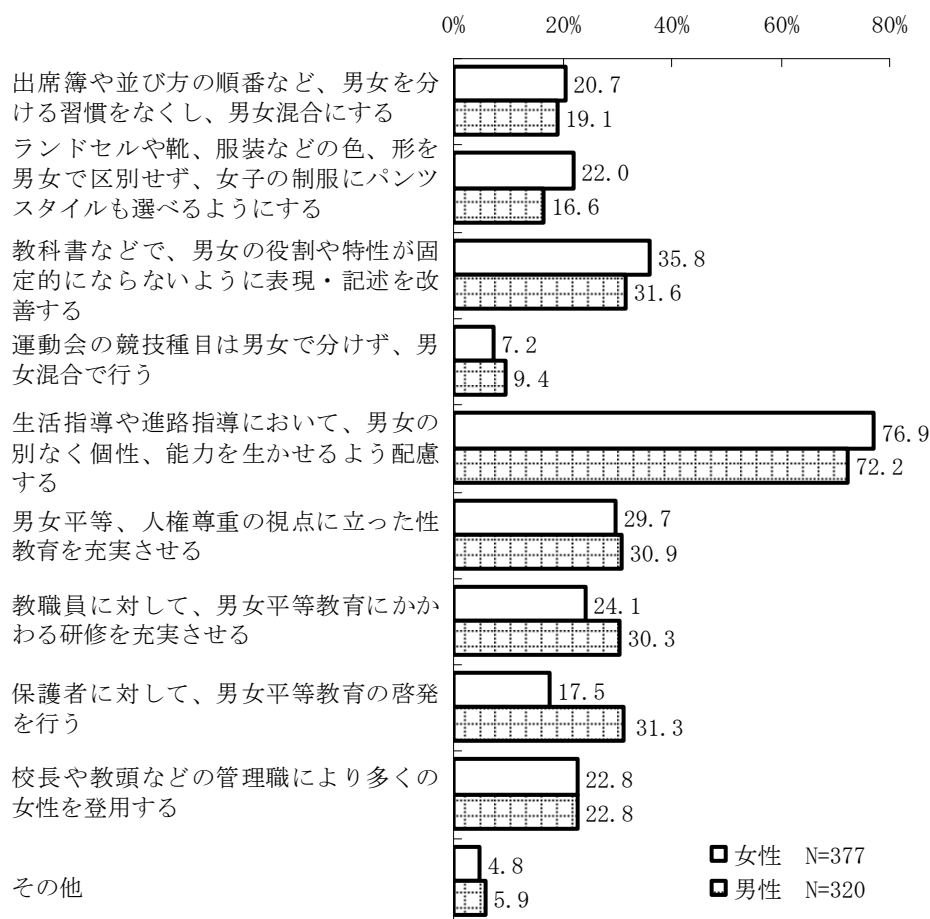
基本課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

「平成 19 年意識調査」の中で「学校教育における男女平等教育のために必要だと思うこと」をたずねたところ、「生活指導や進路指導において男女の別なく個性、能力を活かせる」教育が必要とする割合が7割を超えています。

現在においても、保育所、幼稚園、学校における保育・教育では、人権教育の一環として男女平等の教育が進められているところですが、さらなる取組みの充実を図ります。

近年の急速な社会の構造的な変化の中で、一人ひとりが社会の変化に柔軟に対応し、自己の能力開発の機会を拡充できるようにする教育や学習の機会が確保されていることは重要です。生涯をとおして、学びたい人が「いつでも」「どこでも」学べるように多様な学習機会を提供します。

図 11 男女平等教育のために必要だと思うこと



資料:平成 19 年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」

基本施策4 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

	具体的施策	担当課
10	幼稚園・保育所における男女平等の推進 性別にとらわれず個性や能力が伸ばせる環境づくりをします。また、男女平等・男女共同参画の視点にたった保育士などへの啓発や研修を実施します。	教育指導課 児童福祉課
11	学校における男女平等教育の推進 県発行の副読本を利用した授業をカリキュラムに位置づけるなどして、男女平等の考え方を早いうちから身につけられる教育を実施します。また、男女混合名簿の使用を推進します。 目標値	教育指導課
12	男女平等・男女共同参画の視点に立った進路指導の実施 一人ひとりの生き方や適性にあった進路を選択するための能力や行動を身につけられるように、教員が男女平等・男女共同参画の視点にたって実施します。	教育指導課
13	男女共同参画の視点に立った学校運営体制の推進 必要以上の男女の区別や、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行などを見直します。また、男女平等・男女共同参画保育・教育に関する指導方法などの研修を充実させ、性にとらわれない学校運営体制づくりを推進します。	教育指導課

基本施策5 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

	具体的施策	担当課
14	地域の学習拠点との連携による男女共同参画の視点に立った学習機会の充実 社会教育の場での学習やPTA活動、家庭教育学級など、地域における学習の場を活用して、地域や家庭における男女平等意識、実践を学ぶ機会を設けます。	人権政策課 生涯学習課
15	学習に関する機会均等への配慮 市民の学習機会の充実を図るために、講座や講演会、フォーラムなどには一時保育をつけたり、誰でも参加できるように日時への配慮をします。	関係各課
16	男女共同参画の視点に立った活動グループの育成と支援 男女平等・男女共同参画の視点に立って活動するグループの育成と支援をします。	人権政策課

基本課題3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

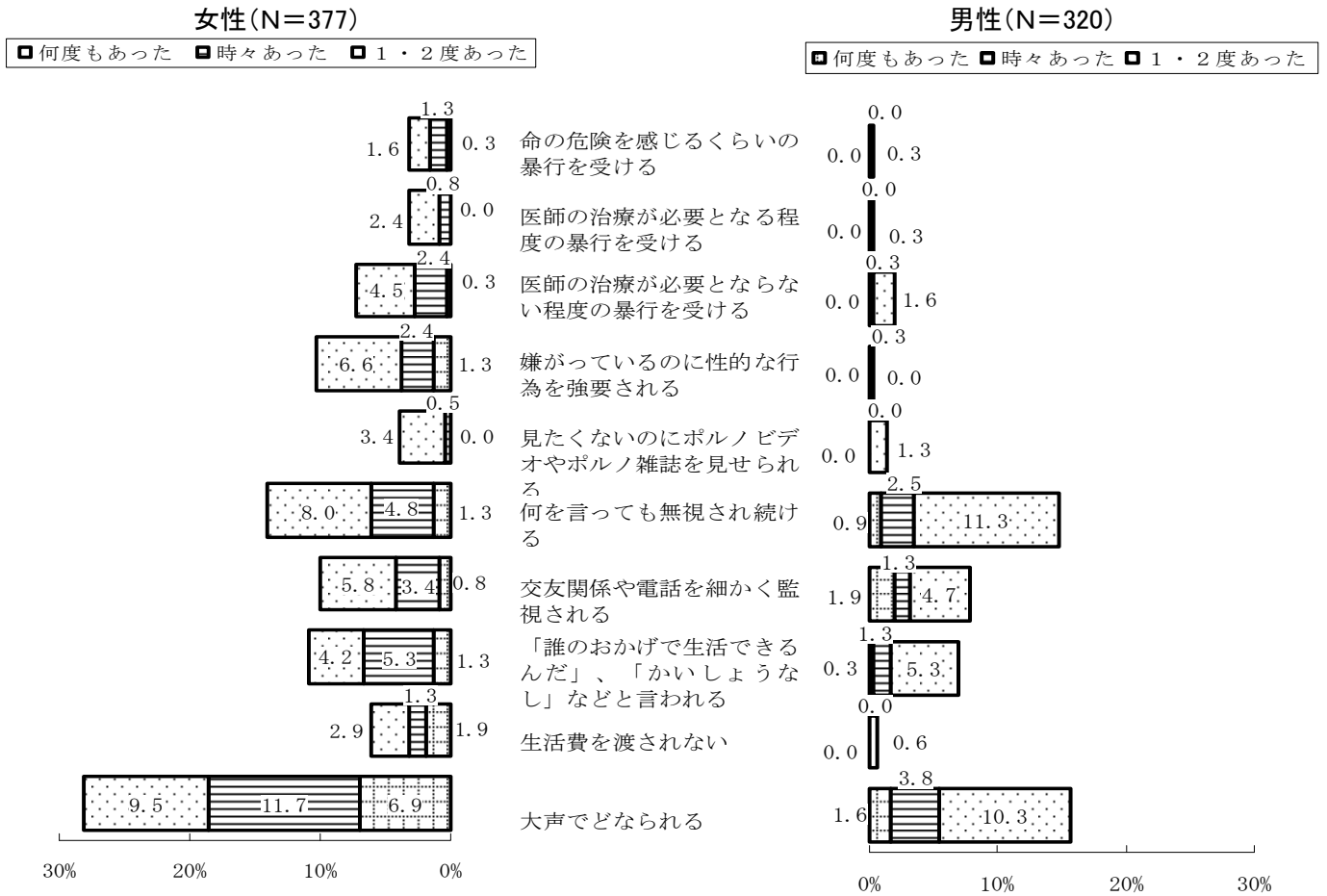
配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春、心身取引、児童虐待などは、女性や子どもに対する暴力です。

「平成 19 年意識調査」の中で「配偶者、恋人などからの暴力」「セクシュアル・ハラスメント」の経験についてたずねています。それによると、配偶者、パートナー、恋人からの「暴行」（「命の危険を感じるくらいの暴行をうける」「医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける」「医師の治療が必要とされない程度の暴行を受ける」の「何度もあった」「時々あった」「1・2 度あった」の合計）は、女性 13.6%・男性 2.5%です。また、女性の 40%、男性の 25%が何らかのセクシュアル・ハラスメントを経験しています。

こうした暴力は、恐怖と不安によって行動を束縛し、自信を失わせることで支配し、さらに従属的な状況に追い込むものです。暴力の背景には、「男性は主、女性は従」という固定的な性別役割意識や経済力の格差、上下関係など、社会構造に根ざしています。しかし、社会の理解が不十分なために個人的な問題とされて潜在化していました。

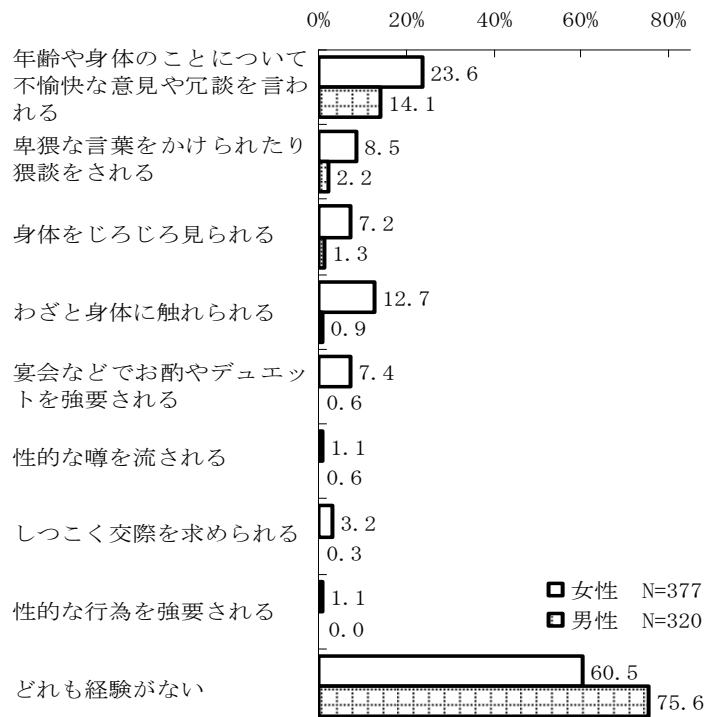
女性に対する暴力をなくすためには、一人ひとりの人権を尊重し、性差別意識や男女の社会的地位の格差をなくします。また、暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底させます。さらに、関係機関と協力して、女性に対する暴力根絶のための対策や被害者の支援を図ります。

図 12 配偶者、恋人などからの暴力



資料:平成 19 年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」

図 13 セクシュアル・ハラスメントの経験



資料:平成 19 年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」

基本施策6 女性に対する暴力の根絶に向けた意識づくり

	具体的施策	担当課
17	<p>暴力を許さない社会づくりのための意識啓発</p> <p>女性や子ども、セクシュアルマイノリティなどに対する差別や暴力は、重大な人権侵害であるという意識を広めます。「配偶者暴力防止法」や「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」「児童買春・ポルノ禁止法」などの女性や子どもの人権を守るための法律や制度について周知します。</p>	人権政策課

基本施策7 女性に対する暴力根絶のための対策の推進

	具体的施策	担当課
18	<p>被害者に対する相談体制の充実</p> <p>被害者が二次被害にあうことのないように、関係する全ての機関が相談しやすい体制を整備します。</p>	関係各課
19	<p>関係諸機関によるドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援ネットワークの連携の強化</p> <p>県立婦人相談所や警察、病院、関係諸機関などのネットワークを強化し、被害者が自立にいたるまでのトータルな支援体制を充実します。</p>	人権政策課 市民課 社会福祉課 児童福祉課 健康増進課 高齢福祉課
20	<p>セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組みの充実</p> <p>事業所に対しては、奈良労働局雇用均等室や商工会議所などと連携し、事業主や人事担当者、労働者に対して「改正男女雇用機会均等法」の周知を図るとともに、セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発や研修を行います。庁内においては、ガイドラインを作成し、男女がともに人権を認め合う職場づくりに取り組みます。</p>	全課

目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画を実現します

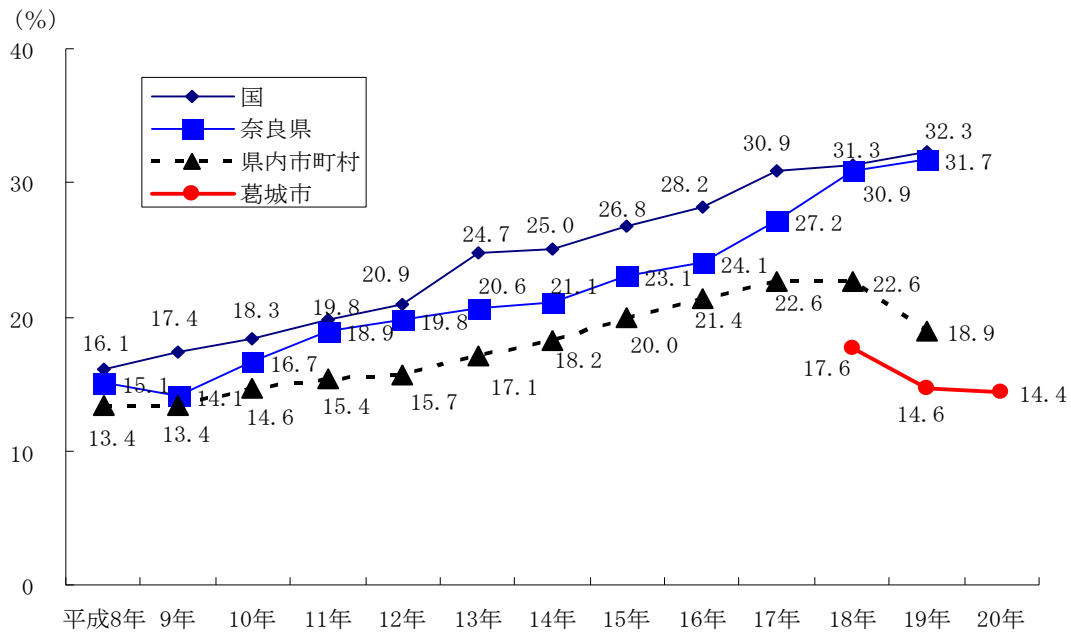
- 性別に基づく固定的な見方や役割分担意識などにより、女性も男性も本来持っている力を十分に発揮できていない場合があります。あらゆる分野に男女が対等なパートナーとして参画していけるよう取り組みます。
- 誰もが暮らしやすい社会を築くためには、まちづくりに男女双方の意見が反映されることが必要です。あらゆる機関における意思決定・政策方針決定過程に男女が参画するために、積極的是正措置（ポジティブ・アクション）を講じていきます。
- 生活の基盤を支える「就労」における男女平等・男女共同参画を進めます。
また、男女労働者が仕事と私生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れるような職場環境づくりを促進し、共働き世帯が安心して仕事と子育て・介護を両立できるようサービスを充実していきます。
- 性別にかかわらず、一人ひとりが主体的に多様な生き方を選択できるよう、家庭や地域に男女平等・男女共同参画の理念の浸透を図り、自らの意思で課題解決できる力がつけられる施策を進めます。

基本課題4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

葛城市においては、総じて政治、行政、地域の中のさまざまな組織の方針決定過程への女性の参画は少なく、人口の半分を占める女性の意見が十分に反映されているとはいえない状況です。

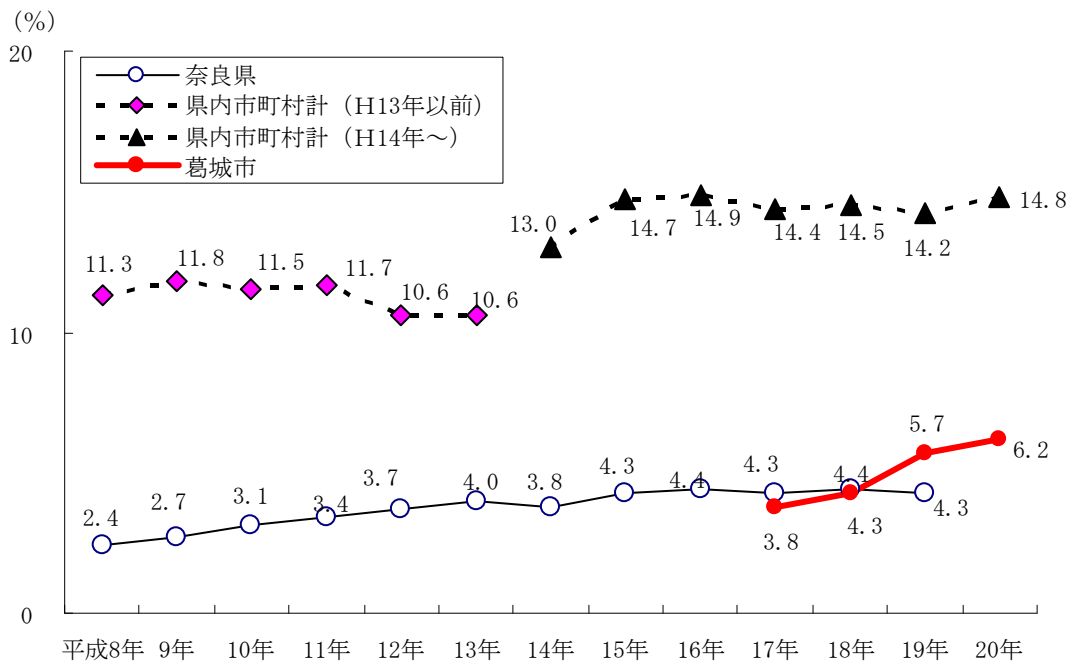
あらゆる分野において男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、政策・方針決定過程への女性の登用を積極的に進めていきます。

図 14 審議会等委員における女性委員の割合の推移(全国・奈良県・葛城市)



資料: 国は内閣府男女共同参画局調べ、奈良県と県内市町村は奈良県男女共同参画課調べ

図 15 県・市町村職員における女性管理職割合の推移(奈良県・葛城市)

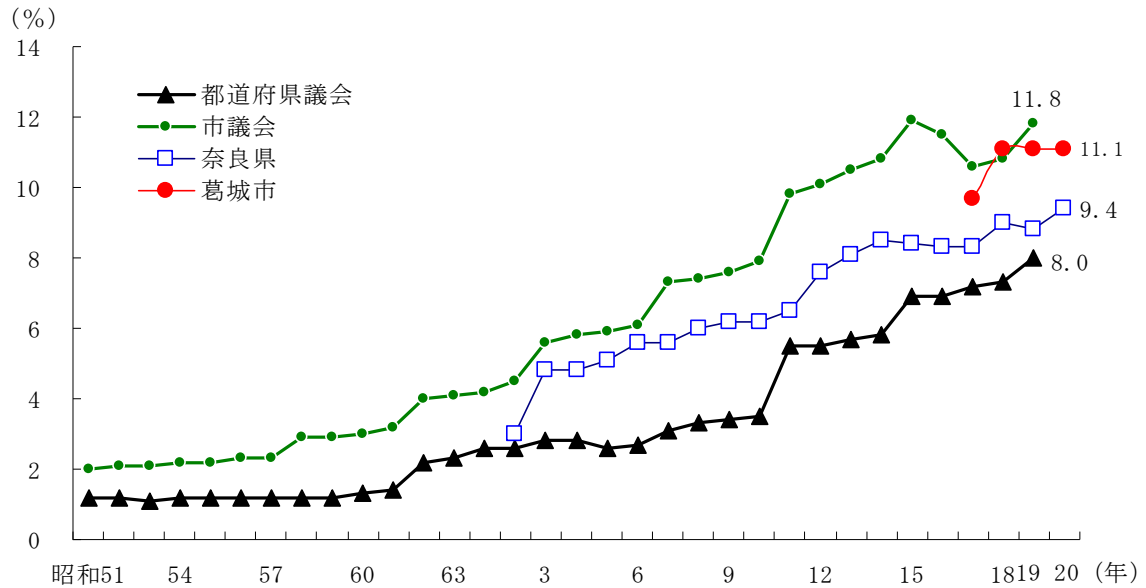


※市町村＝13年度以前一般行政職のみ(総務省調査)、14年度以降は教職員除く・男女共同参画課調べ 各年4月1日現在。県＝教職員、医療関係職及び派遣・出向を除く・男女共同参画調べ 各年4月1日現在。

[※管理職＝課長補佐相当職以上]

資料: 奈良県・県内市町村は奈良県男女共同参画課調べ、葛城市は葛城市男女共同参画係調べ

図 16 地方議会における女性議員割合の推移(全国・奈良県・葛城市)



資料:内閣府「平成 20 年版男女共同参画白書」

奈良県は、奈良県男女共同参画課調べ。葛城市は葛城市男女共同参画係調べ

表 1 地域活動役員への女性の参画率(葛城市)

団体名	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
区長会の合計数	44	44	44	44	44
うち女性が代表者	0	0	0	0	0
女性が占める割合	0%	0%	0%	0%	0%
土地改良区協議会	20	20	20	20	20
うち女性が代表者	0	0	0	0	0
女性が占める割合	0%	0%	0%	0%	0%
農業委員会の委員数	26	26	26	26	26
うち女性の委員数	0	0	0	0	0
女性が占める割合	0%	0%	0%	0%	0%
小学校の P T A	5	5	5	5	5
うち女性が代表者	不明	3	4	4	4
女性が占める割合	-	60%	80%	80%	80.0%
中学校の P T A	2	2	2	2	2
うち女性が代表者	不明	2	2	2	1
女性が占める割合	-	100%	100%	100%	50.0%
子ども会・育成会	29	29	29	29	29
うち女性が代表者	不明	26	23	23	22
女性が占める割合	-	89.7%	79.3%	79.3%	75.9%
寿連合会の支部数	64	64	64	64	64
うち女性が代表者	0	1	0	2	2
女性が占める割合	0.0%	1.7%	0.0%	3.1%	3.1%

資料:葛城市男女共同参画係調べ

基本施策 8 市における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

	具体的施策	担当課
21	<p>審議会・委員会等委員への女性の積極的な登用</p> <p>市民公募制を推進し、充て職(職指定制)の見直しや推進母体(自治会等)への働きかけを積極的に進めて、女性の積極的な登用を図ります。また、女性委員ゼロ・男性委員ゼロの審議会・委員会の解消などを進めます。</p>	全課
22	<p>市政への女性の意見の反映</p> <p>市政に対する女性の意見を反映できるよう、さまざまな団体に呼びかけるとともに、女性が政治への関心を高められるよう支援をします。</p>	秘書課 人権政策課
23	<p>職員における管理職への女性の積極的な登用</p> <p>多様な市民サービスの提供ができるよう、女性職員の能力を活かすとともに、女性が管理職として自信とキャリアを積み上げられるよう、研修を充実します。また、多様な経験を積むことのできる人事配置をし、男女共同参画の視点に立って業務の担当を行います。</p>	秘書課 全課
24	<p>人材育成計画の策定</p> <p>「葛城市人材育成基本方針」に基づいて、すべての職員がいきいきと働くことができるよう、男女共同参画の視点に立った人材育成を継続します。</p>	秘書課

基本施策 9 企業や各種団体などの政策・方針決定過程への女性の参画の促進

	具体的施策	担当課
25	<p>女性を積極的に登用する意識の醸成</p> <p>事業所や地域活動団体、各種団体に対して、男女がいきいきと活動をしていくためには、女性の能力発揮や登用が重要であることを理解してもらうよう働きかけます。</p>	商工観光課 企画調整課
26	<p>女性リーダーの育成</p> <p>地域活動や市民活動、企業などで活躍する女性を発掘します。また、女性のリーダーを育成します。</p>	関係各課

基本課題5 働く場での男女共同参画の促進

働くことは、基本的人権の1つですが、働く場においては、男性中心のしくみや風土が根強く残っています。

女性の賃金は男性の68.1%（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より）にとどまり、第1子の出産を機に約7割の女性が仕事を辞めています。特に、本市においては、女性の年齢階層別労働力率は30歳代で下降し、40歳代で再び上昇するM字型曲線を描いており、30歳代以降の労働力率は全国平均を下回っています。一方、男性は、仕事中心の生活が一般的で、家事や子育て、介護に関わろうにも関われない状況です。さらに、女性がいったん出産や子育てなどで退職し、その後再就職する場合には、家庭での役割を担うことが前提となり、不安定な非正規雇用を選ぶ状況もみられます。

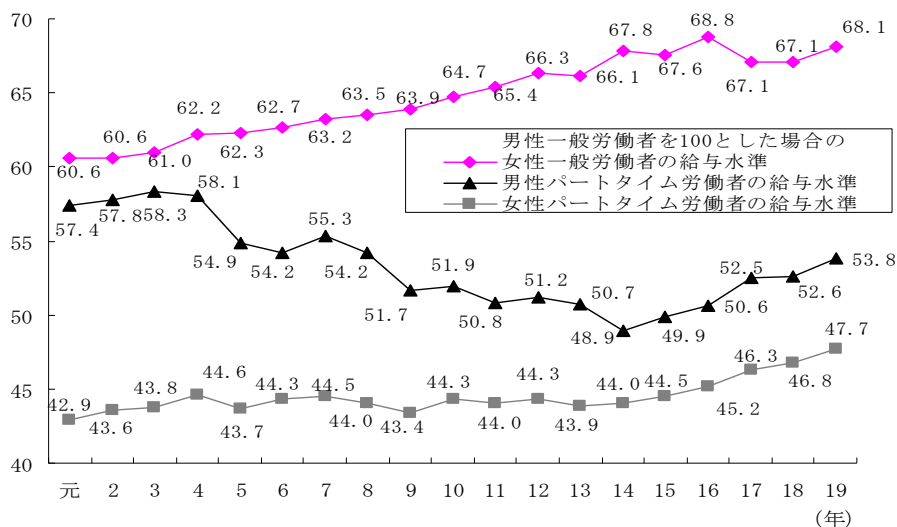
農業や自営業などに従事する女性の場合、仕事と生活の区別がつけにくく、自分の時間を確保したり、個人の収入として確保できないといったことが起こりがちです。その一方で、農産物の加工などによる起業の動きも活発化しています。

また、企業においては、多様な人材の活用が企業の発展につながるという観点から、女性の管理職への登用や職域の拡大を積極的に進めたり、企業の社会的責任として人権や男女平等、環境への配慮を表明するところも増えてきつつあります。

事業所、男女労働者に対して、就労の場における男女平等や女性の能力活用についての理解を促すとともに、女性労働者自身が仕事への意欲や能力を向上させるための施策を進めます。

また、すべての男女労働者が仕事と私生活との調和を図れるよう、男女が働きやすい環境づくりを促進するとともに、共働き世帯が安心して仕事と子育てを両立できるよう、きめ細かな保育サービス等を充実していきます。

図17 労働者の1時間当たり平均所定内給与と格差の推移(男性一般労働者=100)(全国)

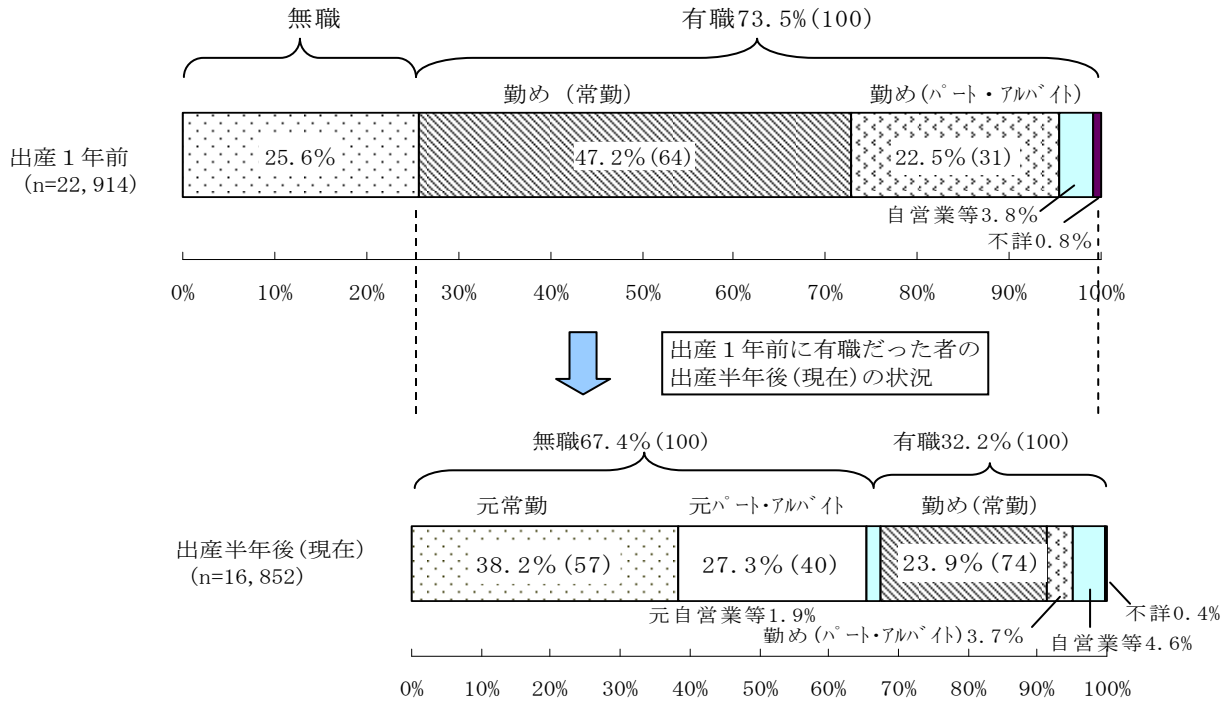


(備考)1.厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

2.男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

資料:内閣府「平成20年版男女共同参画白書」

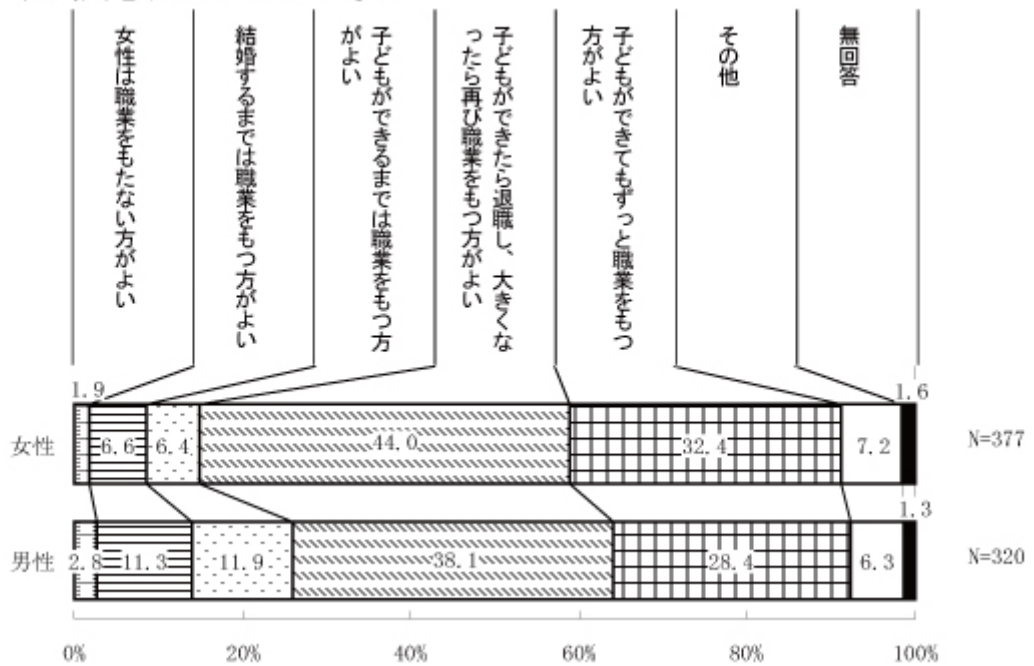
図 18 出産前後の女性の就業状況の変化(全国)



(備考) 1. 厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査」(平成13年度)より作成
 2. きょうだい数1人(本人のみ)の場合

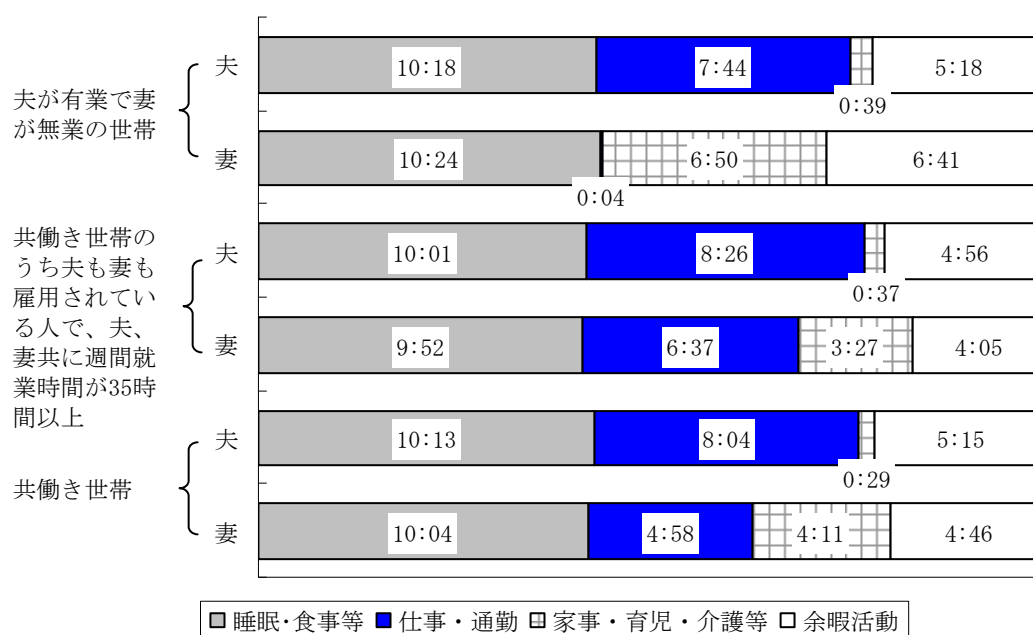
資料:内閣府「平成20年版男女共同参画白書」

図 19 女性が職業をもつことについての考え



資料:平成19年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」

図 20 夫婦の生活時間(全国)



基本施策 10 職場における男女共同参画の促進

	具体的施策	担当課
27	<p>事業所に対するポジティブアクションの啓発と情報提供</p> <p>商工会議所など関係機関と連携を図りながら、事業所に対して、個人の能力が発揮しやすい職場づくりや女性の登用を進めるための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の必要性について啓発します。</p>	商工観光課
28	<p>男女雇用機会均等法など法律や制度に関する情報の提供</p> <p>事業主や人事労務担当者などに対して、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」「パート労働法」などについて情報提供や講演会などを実施します。</p>	商工観光課
29	<p>非正規雇用者の雇用環境の整備</p> <p>事業主や人事担当者などに対して、「パートタイム労働法」や人材派遣に関わる法律や指針、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」などの周知を図り、就業形態に関わりなく平等な処遇が受けられるよう支援します。</p>	商工観光課

基本施策 11 農林業、自営業等での男女共同参画の推進

	具体的施策	担当課
30	農村女性グループ活動、女性起業の育成、支援 女性は農業の重要な担い手であるという評価を社会に浸透させ、女性たちの社会参画を支援します。	農林課
31	女性の経済的自立や経営への参画などの促進 農業や商工業など自営業に従事する女性の役割を認識し、経済的自立や経営への参画に関する啓発をします。	商工観光課 農林課

基本施策 12 女性の就労支援

	具体的施策	担当課
32	就労中の女性に対する支援 中小企業等に在職中の女性労働者に対して、能力アップのための訓練機会の情報提供や、働く女性同士のネットワークづくりを支援します。	商工観光課 人権政策課
33	再就職に向けた支援 再就職に関する情報の提供とともに、(財)21世紀職業財団や奈良県女性センター、ハローワークなどと連携して、再就職講座などを実施します。	人権政策課
34	シルバー人材センターの活用 女性会員に対して情報提供し、意欲と能力に応じた就労機会の提供に努めます。	高齢福祉課

基本施策 13 仕事と家庭生活の両立への支援

	具体的施策	担当課
35	事業所に対するワーク・ライフ・バランスの普及 ワーク・ライフ・バランスの考え方や育児・介護休業制度を周知します。	人権政策課
36	男性への働き方の見直しに関する啓発 男性に対して、仕事を最優先する考え方を見直し、子育てや介護への参画についての啓発を行います。	人権政策課
37	仕事と子育てや介護との両立のための支援の充実 多様な働き方に対応した保育サービスや学童保育の充実を始めとして、仕事と子育てや介護の両立が図れるよう、ファミリーサポートなど、支援の充実を図ります。	児童福祉課 高齢福祉課
38	仕事と子育てや介護との両立を可能にする地域力の再生 働きながら子育てや介護をしている家庭に対して、地域みんなが見守り、協力できるよう啓発します。	人権政策課

基本課題6 男女共同参画の視点で行う家庭・地域づくり

子どもたちにとっては最初に出会う社会が家庭であり、そこでの男女のあり方が子どもの意識づくりに大きな影響を与えます。

「平成19年意識調査」の中の「家庭での役割分担」では、日常の家事を女性が担い、経済的責任（生活費の確保）を男性が担っており、性別による役割分担がされています。また、女の子と男の子では将来の期待像が違ってきます。これでは子どもに男女平等・男女共同参画の意識を伝達することはできません。

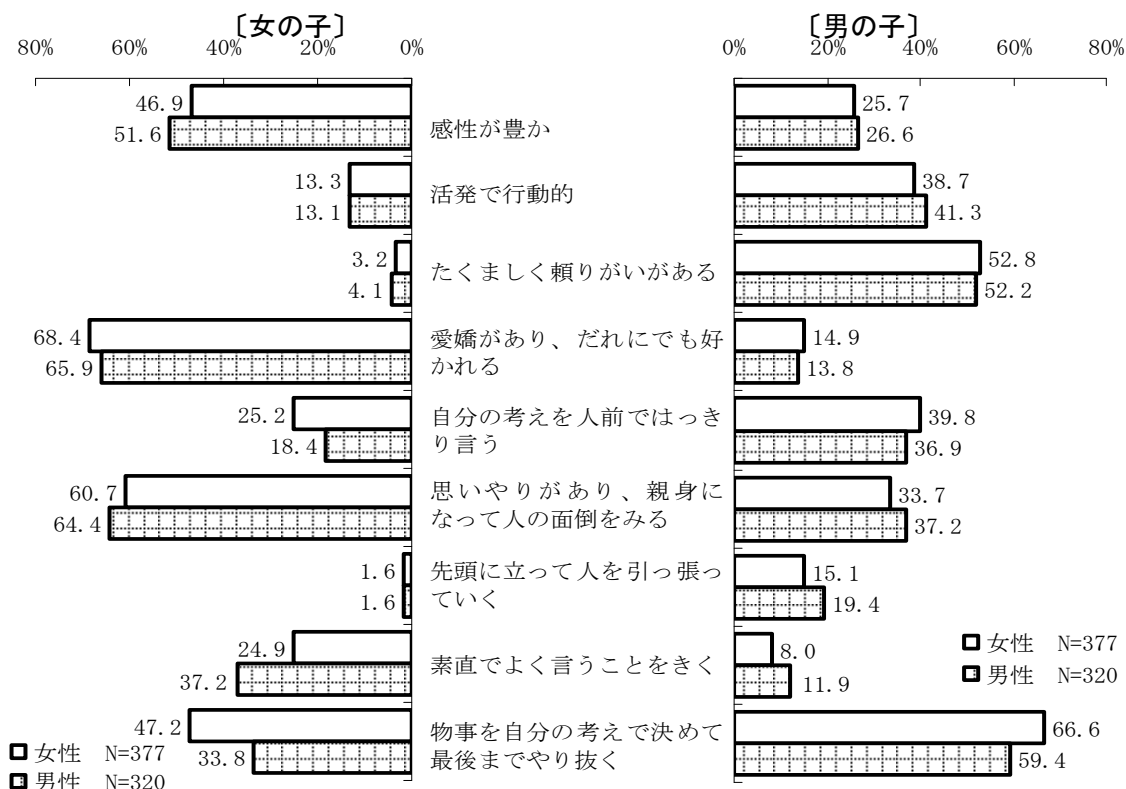
性別にかかわらず家族全員で家庭づくりが出来るよう、主として男性が担っている「有償労働」と主として女性が担っている「無償労働」を、男女でともに分かち合うことのできる施策を推進します。

また、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるには、性別や障がいの有無、年齢等に関わりなく、多様な人々が参画することが必要です。

特に、近年国内外で自然災害が多発している状況の中で、男女共同参画の視点に立った地域の「防災力」への関心が高まっています。平成7年（1995年）の阪神淡路大震災では、震災後3カ月以内に亡くなった5,470人のうち、女性が男性より1,000人以上も多く、避難所での生活ではトイレや着替えもままならない状況だったといわれます。また、家庭的責任が女性に集中し、職場ではパート勤務の女性たちが真っ先に解雇されたという報告があります。

防災・復興や環境、観光などさまざまな分野において、男女共同参画のまちづくり施策を進めていきます。

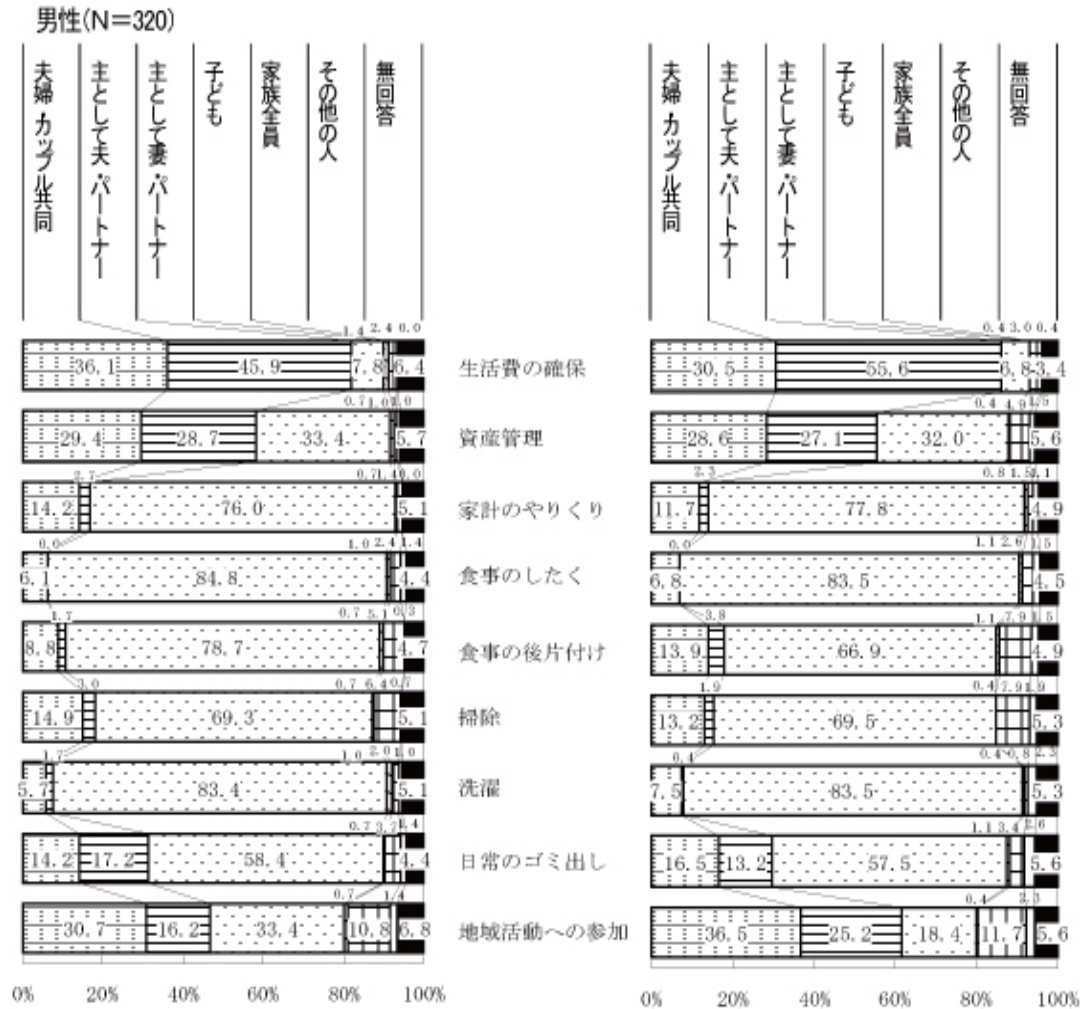
図21 子どもにどのように育ってほしいか



資料:平成19年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」

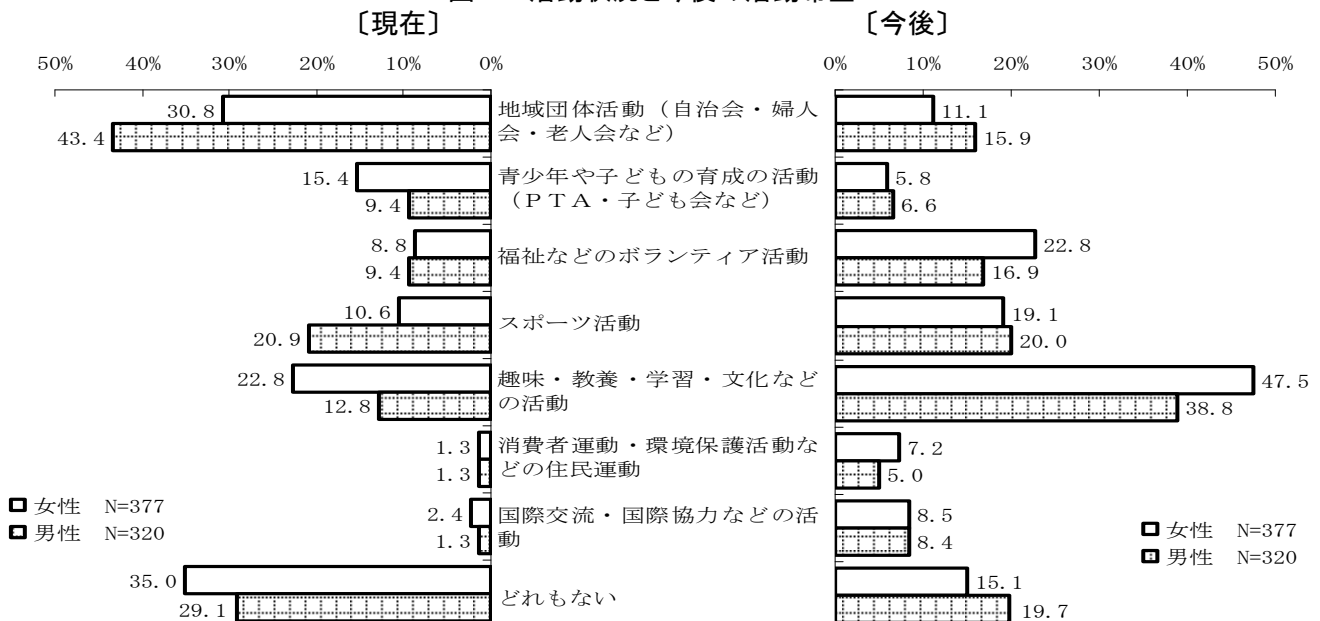
図 22 実際の家庭での役割分担

女性 (N = 377)



資料:平成 19 年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」

図 23 活動状況と今後の活動希望



資料:平成 19 年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」

基本施策 14 男女で支えあう家庭づくりの促進

	具体的施策	担当課
39	男女が共同して担う家庭責任についての啓発 家庭における役割を、性別で固定的に分担する意識を見直し、男女が共同で行えるよう、講座の開催や意識啓発を行います。	人権政策課 生涯学習課
40	男性の生活力向上のための学習機会の提供 男性のための家事・子育て・介護などの実践講座を開催します。	生涯学習課
41	高齢者とのふれあいの交流 シニアの技能・経験・知識を生かせるよう、異世代のふれあい交流を進めます。	児童福祉課 高齢福祉課

基本施策 15 男女で取り組む地域活動の促進

	具体的施策	担当課
42	男女共同参画の視点に立った慣行などの見直し 男女共同参画をテーマに意見交換をするためのタウンミーティングを開催し、それを継続していきます。	人権政策課
43	男女共同参画の視点に立った地域活動・市民活動の促進 男女が対等な立場で活動することの意義を見直し、男女共同参画で活動することを促します。	企画調整課
44	男女共同参画の視点に立った「防災・復興計画」の実施 防災・復興計画、各種対応マニュアル・支援策を、被災時あるいは復興時の男女のニーズの違いなどに配慮できているかという観点から進めます。	生活安全課

目標Ⅲ 男女共同参画社会を支える環境を整えます

- 性別や年齢、出生やその人のおかれた社会的な状況にかかわらず、一人の人間として尊重され、自分らしく生きられるよう、安心して暮らせる社会づくりを進めます。
- 男女が協力して子育てを担えるよう環境を整えると同時に、社会全体で子育てができる体制づくりを進めます。
- ひとり親家庭や在住外国人女性など、多様な生き方を認め合える社会づくりと、どのような生き方を選んでも生きづらさを感じなくてすむための支援をします。
- 介護の社会化を進め、介護や援助の必要な人への支援の推進を図ります。
- 女性も男性も、生涯にわたって主体的に自分の心身の健康管理ができるように支援します。

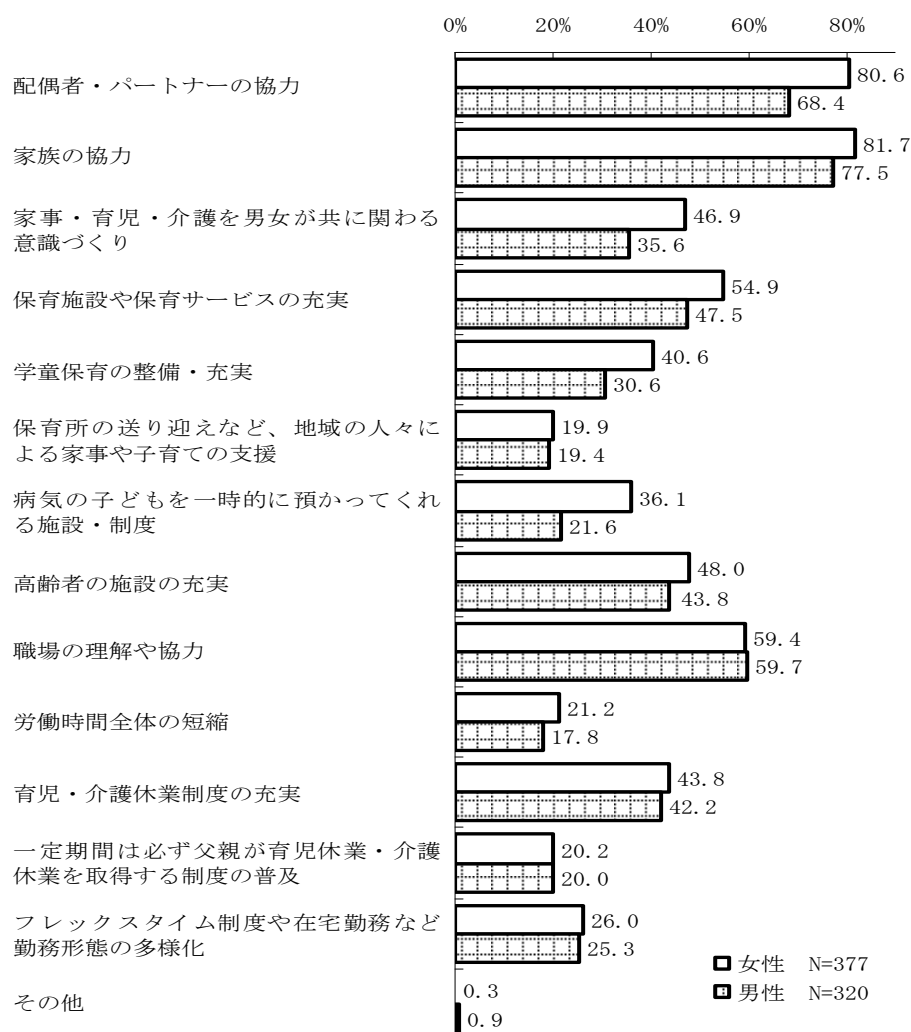
基本課題 7 子育て環境の整備

国勢調査の結果をみると、本市においては平成 7 年以降、年々年少人口が減少しています。少子化の原因について、「平成 19 年意識調査」の中では、男女ともに「子育てのための経済的負担が大きいから」を約 7 割の人があげ、「結婚しない人や晩婚の人が増えたから」「仕事と子育ての両立が困難だから」の割合も高くなっています。

就労していても、していなくても、子育ては母親の役割という考え方にとらわれず、男女がともに主体的に子育てに関われるよう環境整備と意識改革を進めます。

また、本市では、「次世代育成プラン」を平成 17 年に策定しています。このプランをもとに、地域全体で子どもや子育て中の親を支援していく体制づくりを進めます。

図 24 子育てや介護と仕事の両立に必要なこと



資料:平成 19 年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」

基本施策 16 子育て家庭への支援の充実

	具体的施策	担当課
45	男性の子育て参加の促進 男性の育児休業制度についての啓発や、男女が協力して子育てをすることの喜びや意義について啓発します。	健康増進課 生涯学習課
46	子育て不安解消のための支援 子育てに関する必要な情報を提供するとともに、悩みに適切に対応し、気軽に相談できる体制を整えます。また、子育てサークルの育成など、子育て中の親のネットワークを支援します。	児童福祉課 健康増進課
47	子育ての社会化の推進 延長保育や一時保育・障害児保育など、多様な保育サービスの充実を図ります。	児童福祉課

基本課題8 多様な生活スタイルの家庭への支援

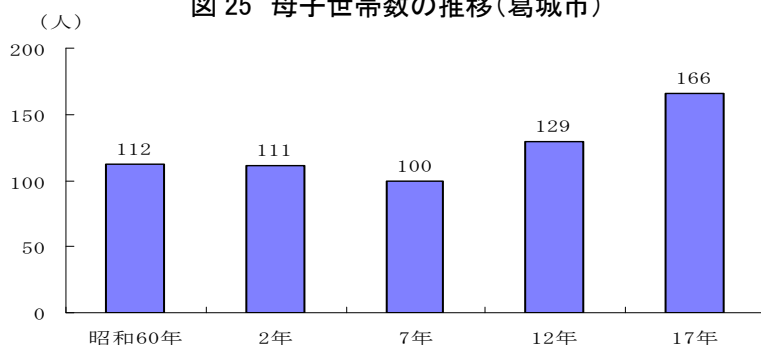
国勢調査によると、本市の母子家庭世帯は増加しています。

ひとり親家庭においては、仕事と家事や子育てを一人で担わなければならない分、その負担感は大きいものと推察されます。母子家庭世帯では経済的な厳しさ、父子家庭世帯では家事や子育てなど生活を営む上での困難さがあります。社会全体が、こうしたひとり親家庭を家族形態のひとつとして捉え、支援できる環境整備を進めるとともに、それぞれの家庭のニーズにあったきめ細かな支援を進めます。

また、本市在住の外国人は、年々増加するとともに多国籍化しています。生活習慣や言葉の違いのある地域や職場においては、様々な困難にぶつかることも少なくないと予想されます。特に外国人女性の場合は、外国人であることに加えて女性であることから、より困難な状況を抱えていることは想像に難くありません。

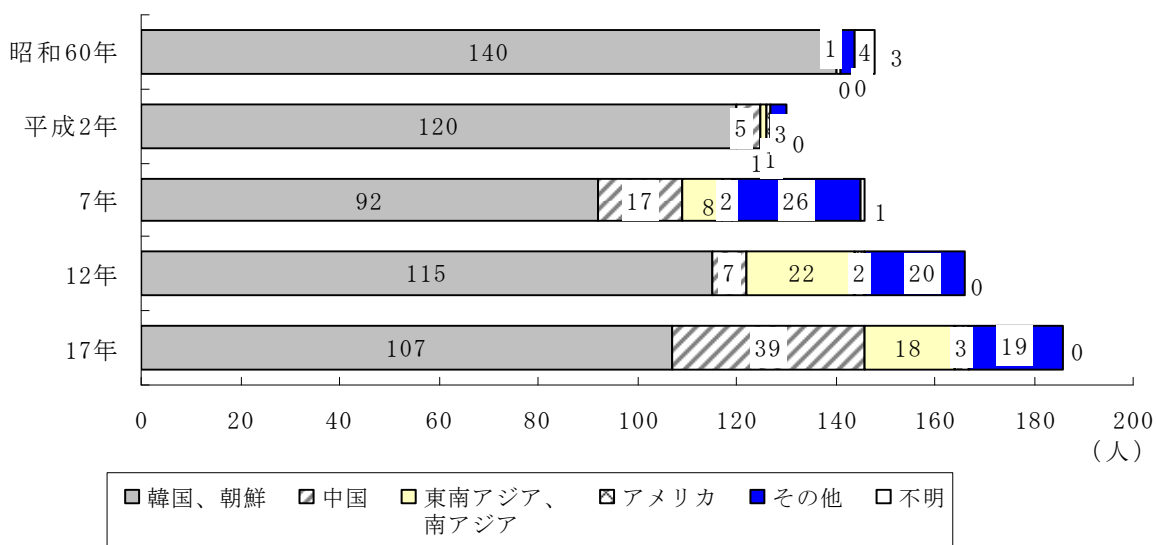
ひとり親家庭や在住外国人女性であることに生きづらさを感じることがないように、性別や年齢、国籍、暮らし方の違いにかかわらず、多様な生き方を認め合える意識の醸成とともに、それぞれの家庭が安心して暮らせるための施策を充実させます。

図 25 母子世帯数の推移(葛城市)



資料:総務省「国勢調査」

図 26 在住外国人人口の推移(葛城市)



※【東南アジア、南アジア】の内容は、平成2年/「フィリピン」「(東南アジア、南アジアの)その他」、平成7年、12年/「フィリピン」「タイ」「(東南アジア、南アジアの)その他」、平成17年/「フィリピン」「タイ」「インドネシア」「ベトナム」の合計。【その他】は、平成7年と12年と17年「イギリス」「ブラジル」「ペルー」「その他」の合計。

資料:総務省「国勢調査」

基本施策 17 ひとり親家庭への支援の充実

	具体的施策	担当課
48	母子家庭の母親の経済的支援の充実 子どもの最善の利益を保障する観点にたち、助成制度や就業への支援情報の提供を行います。	児童福祉課
49	相談の充実 ひとり親家庭の交流の場づくりを進めます。	児童福祉課

基本施策 18 在住外国人家庭への支援の充実

	具体的施策	担当課
50	情報提供に関する支援の充実 外国語版広報誌の発行、ホームページへの外国語による情報の掲載を始めとして、さまざまな生活情報や相談窓口情報などの外国語版を作成します。	人権政策課
51	国際交流活動の促進 近隣の国際交流センターと連携し、在住外国人のための日本語教室の継続や、在住外国人同士および地域の人と交流を深めるためのサロンや講座を開催します。	人権政策課

基本課題9 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

急速に進む高齢化は、家庭や地域における深刻な課題のひとつです。

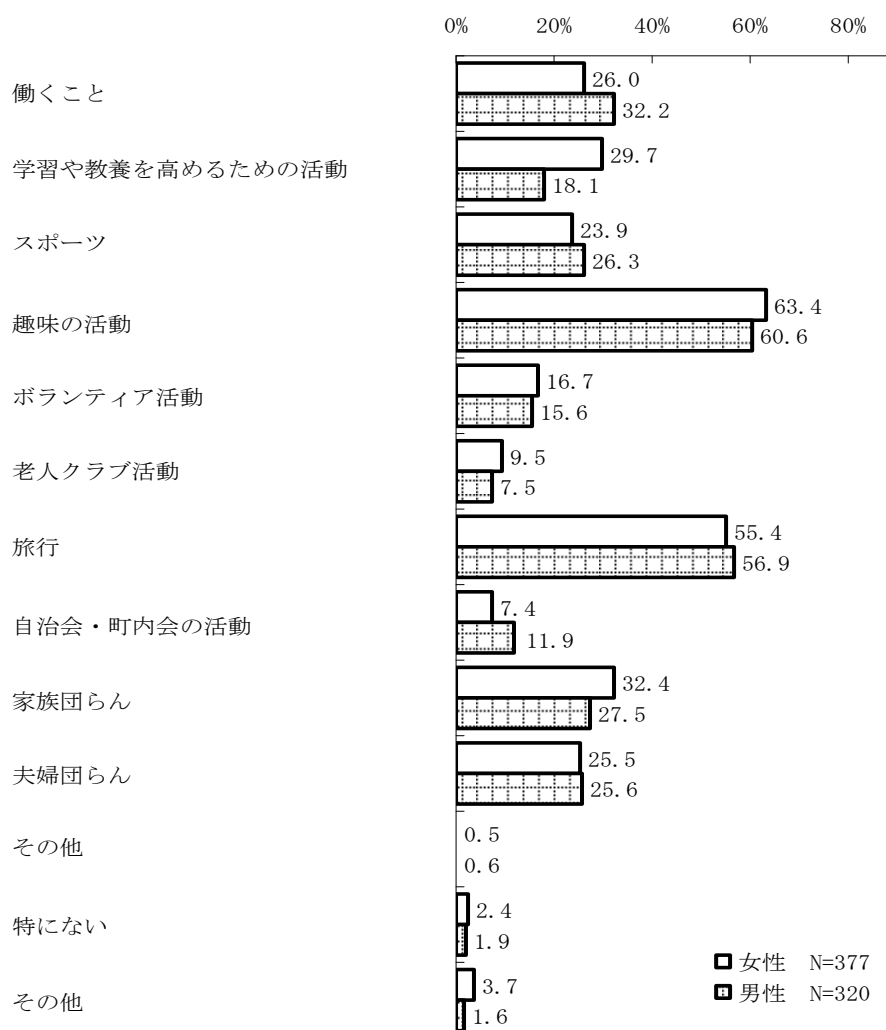
高齢者、特に75歳以上の後期高齢者に占める女性の割合は、男性よりも高く、また、高齢者や障がいのある人の介護を主に担っているのも高齢期の女性です。一方で、男性は仕事中心の生活をしてきたことから、地域社会との関わりが希薄なばかりでなく、家庭生活での自立を困難にしています。

こうした状況の中で、平成12年（2000年）4月に始まった介護保険制度は、介護を家族、特に女性の役割とせず、社会全体で支えていこうとするものです。

また、平成18年（2006年）4月には「障がい者自立支援法」が施行され、福祉サービスの一元化、就労の促進、利用者本位のサービスの提供など、新たな障がい者施策が打ち出されています。

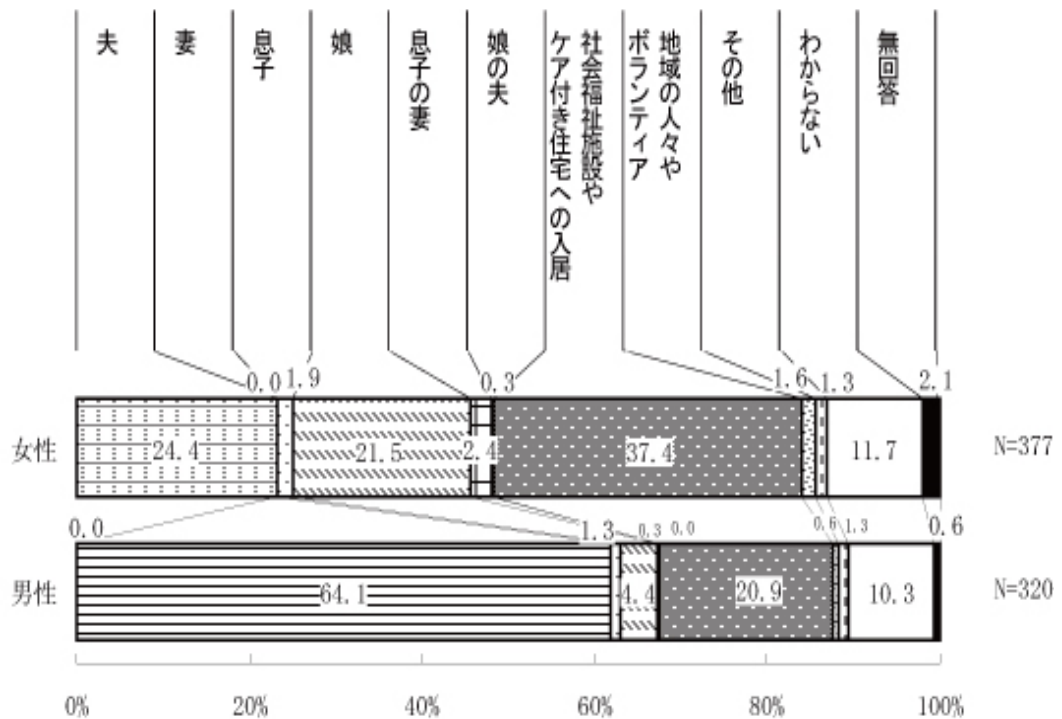
高齢者や障がい者一人ひとりが主体的に生き方を選択できるような支援をします。さらに、高齢者や障がいのある人が社会の一員として参画する機会を積極的に設けていきます。

図 27 高齢期をいきいきと過ごすためにやってみたい(やっている)こと



資料:平成19年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」

図 28 介護してほしい相手



資料:平成 19 年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」

基本施策 19 介護や援助の必要な人への支援の推進

	具体的施策	担当課
52	<p>介護における男女共同参画の必要性の啓発</p> <p>介護者の状況について理解を進めるとともに、介護への男女共同参画の必要性を啓発します。</p>	人権政策課
53	<p>高齢者の自立支援、介護サービスの充実</p> <p>葛城市高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に基づき、サービスの充実を図ります。</p>	高齢福祉課
54	<p>障がい者への支援の充実</p> <p>葛城市障がい者計画及び障がい福祉計画に基づきサービスの充実を図ります。</p>	社会福祉課

基本課題 10 生涯にわたる健康への支援

生涯にわたる「健康」は、いきいきとした暮らしを支える基盤です。

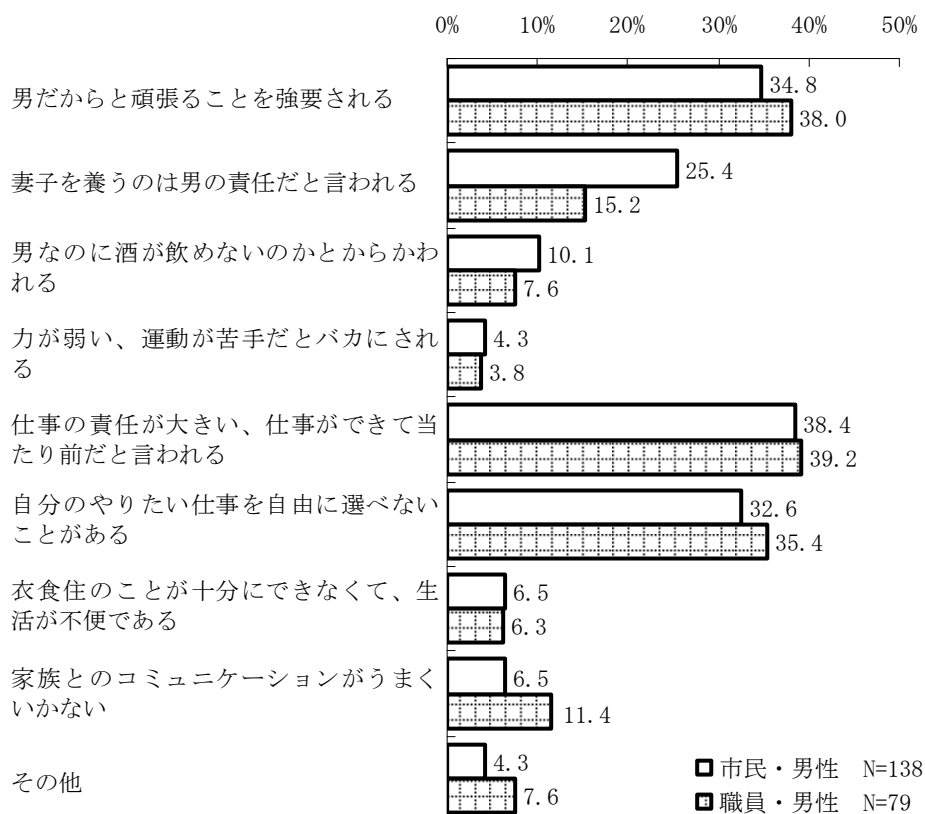
しかし、妊娠や出産のための身体的特性を備えている女性は、固有の健康上の問題に直面することが多くあります。

また、男性においては、自殺の発生率が高く、女性の約3倍にもものぼります。その背景には、雇用状況の悪化、過重労働などの影響や、「男は弱音をはかない」といった「男らしさの抑圧」があると考えられます。

さらに、近年は、男性と女性では、症状も治療方針も薬の効き方も異なるという観点から、身体的な性差を考慮した「性差医療」の重要性が認識され始めています。

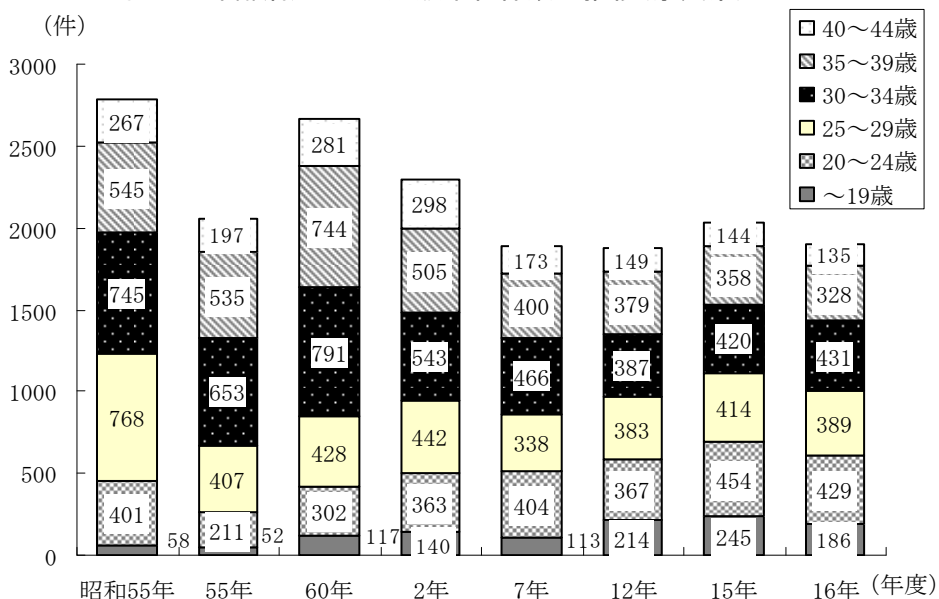
男女が互いの体について理解し、思いやりをもつことは、男女共同参画社会の前提です。女性も男性も、心とからだの健康について正しい知識を身につけ、主体的に自分の心身の健康を管理していく意識を持てるよう、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）意識の教育、啓発にも取組みます。

図 29 どんなときに「男もつらい」と感じるか(男性)



資料:平成 19 年「葛城市男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」

図 30 年齢層別・人工妊娠中絶件数の推移(奈良県)



資料:奈良県医務課「保健統計年報」

基本施策 20 生涯を通じた心身の健康保持・増進

	具体的施策	担当課
55	<p>日常での健康管理の充実の支援</p> <p>「きらり葛城21～イキイキ輝くまちプラン～計画」に基づいて、年齢に応じた健康診査や体力づくりの啓発を行います。また、スポーツセンターなどの施設を活用したスポーツ教室や、食育指導・講座などを開催し、心身の健康づくりを支援します。</p>	健康増進課 体育振興課
56	<p>心とからだの健康についての自己決定意識の浸透</p> <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方の啓発とともに、学習機会を提供します。</p>	健康増進課
57	<p>性差に応じた医療の充実</p> <p>近隣の医療機関における専門外来の情報提供を行います。</p>	健康増進課 教育指導課

基本施策 21 健康をおびやかす問題についての対策の推進

	具体的施策	担当課
58	<p>男性の心の健康に関する対策の充実</p> <p>「自殺予防週間」などにあわせて、男性の心身の健康に関する啓発を行っていきます。</p>	健康増進課
59	<p>学校における健康教育の充実</p> <p>思春期における心とからだの健康問題に対応した健康教育を充実します。</p>	健康増進課 教育指導課
60	<p>女性特有の病気に対する予防の啓発</p> <p>乳がんや子宮がん、骨粗しょう症などの病気を予防するための学習機会の提供や検診の充実を図ります。</p>	健康増進課

計画の推進

1 総合的な推進体制の整備・充実

目標Ⅰ～Ⅲを達成するためには、広範かつ多岐にわたる具体的施策を総合的、効率的に進めていかなければなりません。市内の推進体制を整備し、行政各分野が連携し、横断的に取り組んでいきます。

そのためには、施策を推進する職員自身が男女平等・男女共同参画の視点を養い、男女が等しくその能力を発揮できる職場づくりが必要です。

また、市が直接行う施策だけでなく、関係機関、民間団体、事業所、市民などがそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組みを展開することが必要です。

(1) 葛城市男女共同参画審議会の設置

有識者や市民代表で構成される「葛城市男女共同参画審議会」を設置し、市の男女共同参画などについて市長の諮問に対して答申を行います。施策の進捗状況に対して評価と提言を行い、毎年公表します。

(2) 男女共同参画推進本部の設置

市長を本部長とする市内推進組織である「葛城市男女共同参画社会推進本部」を設置し、本計画を推進するための行政内部の総合調整を図ります。

(3) 男女共同参画推進担当職員の配置

本計画の進捗管理と葛城市役所が男女共同参画のモデル職場となるために、市内での男女共同参画を推進する横断的な推進組織として、各課に男女共同参画推進員を配置します。

2 関係機関、市民、NPOなどとの連携・協働

男女の人権尊重や男女共同参画の意識づくりは、住民一人ひとりが自分自身に関わることとして主体的に考え、取り組んでいくことが重要です。関係機関、市民、事業者、市民活動団体などが連携し、協働しながら施策を推進していきます。

3 男女共同参画施策の進行管理、評価の推進

男女共同参画施策の着実な推進を確保するためには、葛城市の実情を踏まえた施策を立案し、その進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。

そのためには、その基礎資料となる各種統計や調査については、男女別数値の把握ができるよう整備を進めます。

また、計画に基づく進捗状況をわかりやすい指標を設定して把握し、公表します。

4 計画が目指す目標

推進のための指標

指標項目	現状 (平成 20 年度)	目標値または 期待値 (平成 30 年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に 同感しない市民意識の割合	女性 39.8% 男性 30.8% (19 年度意識調査)	50%を超える数
男女の地位の平等感 「『社会全体』で平等である」と答 える人の割合	女性 7.2% 男性 20.0% (19 年度意識調査)	50%を超える数
審議会等への女性登用率	14.4%	40%
市役所における女性管理職の割合	6.2%	40%
区長会における女性自治会長の割合	0%	30%
市男性職員の育児休業取得者数	0%	10%
市職員研修の開催回数	年間 2 回 ・新規採用 ・階層別	年間 7 回 ・新規採用 ・全階層

所管別具体的施策一覧表

(複数課の所管となる項目は、それぞれの課に記載しています。)

■全課

事業番号	具体的施策
1	男女共同参画という考え方の浸透
8	ジェンダーに敏感な視点にたった市の刊行物の見直し
20	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組みの充実
21	審議会・委員会等委員への女性の積極的な登用
23	職員における管理職への女性の積極的な登用

■関係各課

事業番号	具体的施策
15	学習に関する機会均等への配慮
18	被害者に対する相談体制の充実
26	女性リーダーの育成

■秘書課

事業番号	具体的施策
2	男女共同参画の視点に立った刊行物の発行
22	市政への女性の意見の反映
23	職員における管理職への女性の積極的な登用
24	人材育成計画の策定

■企画調整課

事業番号	具体的施策
25	女性を積極的に登用する意識の醸成
43	男女共同参画の視点に立った地域活動・市民活動の促進

■生活安全課

事業番号	具体的施策
44	男女共同参画の視点に立った「防災・復興計画」の実施

■市民課

事業番号	具体的施策
19	関係諸機関によるドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援ネットワークの連携の強化

■人権政策課

事業番号	具体的施策
2	男女共同参画の視点に立った刊行物の発行
3	「男女共同参画週間」「人権週間」「差別をなくす強調月間」などに合わせた啓発の実施
4	男女平等、男女共同参画をテーマにしたフォーラムや学習会の充実
5	法識字 女性関連法・制度等の講座・学習会の開催
7	男女平等、男女共同参画に関する情報収集と提供
9	メディアの人権侵害に関する学習活動の推進
14	地域の学習拠点との連携による男女共同参画の視点に立った学習機会の充実
16	男女共同参画の視点に立った活動グループの育成と支援
17	暴力を許さない社会づくりのための意識啓発
19	関係諸機関によるドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援ネットワークの連携の強化
22	市政への女性の意見の反映
32	就労中の女性に対する支援
33	再就職に向けた支援
35	事業所に対するワーク・ライフ・バランスの普及
36	男性への働き方の見直しに関する啓発
38	仕事と子育てや介護との両立を可能にする地域力の再生
39	男女が共同して担う家庭責任についての啓発
42	男女共同参画の視点に立った慣行などの見直し
50	情報提供に関する支援の充実
51	国際交流活動の促進
52	介護における男女共同参画の必要性の啓発

■社会福祉課

事業番号	具体的施策
19	関係諸機関によるドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援ネットワークの連携の強化
54	障がい者への支援の充実

■児童福祉課

事業番号	具体的施策
10	幼稚園・保育所における男女平等の推進
19	関係諸機関によるドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援ネットワークの連携の強化
37	仕事と子育てや介護との両立のための支援の充実
41	高齢者とのふれあいの交流
46	子育て不安解消のための支援
47	子育ての社会化の推進
48	母子家庭の母親の経済的支援の充実
49	相談の充実

■高齢福祉課

事業番号	具体的施策
34	シルバー人材センターの活用
37	仕事と子育てや介護との両立のための支援の充実
41	高齢者とのふれあいの交流
53	高齢者の自立支援、介護サービスの充実

■健康増進課

事業番号	具体的施策
19	関係諸機関によるドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援ネットワークの連携の強化
45	男性の子育て参加の促進
46	子育て不安解消のための支援
55	日常での健康管理の充実の支援
56	心とからだの健康についての自己決定意識の浸透
57	性差に応じた医療の充実
58	男性の心の健康に関する対策の充実
59	学校における健康教育の充実
60	女性特有の病気に対する予防の啓発

■農林課

事業番号	具体的施策
30	農村女性グループ活動、女性起業の育成、支援
31	女性の経済的自立や経営への参画などの促進

■商工観光課

事業番号	具体的施策
6	消費者としての男女共同参画の促進
25	女性を積極的に登用する意識の醸成
27	事業所に対するポジティブアクションの啓発と情報提供
28	男女雇用機会均等法など法律や制度に関する情報の提供
29	非正規雇用者の雇用環境の整備
31	女性の経済的自立や経営への参画などの促進
32	就労中の女性に対する支援

■教育指導課

事業番号	具体的施策
10	幼稚園・保育所における男女平等の推進
11	学校における男女平等教育の推進
12	男女平等参画の視点にたった進路指導の実施
13	男女共同参画の視点に立った学校運営体制の推進
57	性差に応じた医療の充実
59	学校における健康教育の充実

■生涯学習課

事業番号	具体的施策
9	メディアの人権侵害に関する学習活動の推進
14	地域の学習拠点との連携による男女共同参画の視点に立った学習機会の充実
39	男女が共同して担う家庭責任についての啓発
40	男性の生活力向上のための学習機会の提供
45	男性の子育て参加の促進

■体育振興課

事業番号	具体的施策
55	日常での健康管理の充実の支援

資料

【男女共同参画に関する世界・国・奈良県・葛城市の動き】

資料	世界の動き	国の動き	■奈良県の動き ○葛城市の動き
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年 (目標: 平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議設置	
昭和51年 (1976年)			■ 婦人問題に関する窓口を「県民課」とする
昭和52年 (1977年)			■ 「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置
昭和53年 (1978年)		・総理府「婦人の現状と施策」—国内行動計画に関する報告書を公表	■ 「奈良県婦人問題懇談会」設置 ■ 「婦人問題に関する世論調査」実施
昭和54年 (1979年)	・国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」採択		
昭和55年 (1980年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		■ 婦人の地位と福祉の向上をめざして婦人問題懇談会より「提言」
昭和56年 (1981年)		・「国内行動計画後期重点目標」策定 ・民法の一部改正(配偶者の相続分を1/3→1/2(子どもとともに相続する場合))	■ 「婦人対策課」設置 ■ 「奈良県婦人会議」設置 ■ 「婦人相談コーナー」開設 ■ 「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」を総理府と共催で実施
昭和57年 (1982年)		・労働省「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」を公表	■ 「婦人情報コーナー」開設
昭和58年 (1983年)			■ 「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置
昭和60年 (1985年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ戦略)」採択(1986～2000年)	・「国籍法」改正(国籍の父母両系主義確立) ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61年 (1986年)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・「国民年金法等の一部を改正する法律」施行(女性の年金権の確立) ・婦人問題企画推進本部拡充: 構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	■ 「奈良県女性センター」開設 ■ 「奈良県婦人行動計画」策定
昭和62年 (1987年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
平成元年 (1989年)	・「子どもの権利条約」採択	・学習指導要領改訂(中学・高校家庭科の男女必修化)	
平成2年 (1990年)	・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採決		
平成3年 (1991年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂	■ 「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施

平成4年 (1992年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置 ・「生活大国5か年計画」策定 ・「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン(新しい農山漁村の女性2001年)」策定 ・介護休業制度に関するガイドライン策定 	
平成5年 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」 ・国連世界人権会議「ウイーン宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の家庭科男女共修開始 ・「パートタイム労働法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ■「奈良県女性行動計画修正版」作成 ■課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更
平成6年 (1994年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際家族年 ・国際人口・開発会議[※](カイロ) ・ILO「パートタイムに関する条約」及び勧告を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・高校の家庭科男女共修開始 ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 	■「男女が共に支える社会づくりのための県民意識調査」実施
平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第4回世界女性会議(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ILO 156号条約」批准 ・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) ・「子育て支援総合計画(エンゼルプラン)」スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ■「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ■「花ひらく-ならの女性生活史-」発刊
平成8年 (1996年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回子どもの性の商業的搾取に関する世界会議(ストックホルム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 	■「奈良県女性の現状(女性白書)」作成
平成9年 (1997年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正 	■「なら女性プラン21-奈良県女性行動計画(第二期)-」策定
平成11年 (1999年)		<ul style="list-style-type: none"> ・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行(女性の参画の促進を規定) 	
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議(ニューヨーク)」 ・「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ(成果文書)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為規制法」施行 	■「男女共同参画についてのアンケート」実施
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「DV防止法」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 	<ul style="list-style-type: none"> ■課の名称を「女性政策課」から「男女共同参画課」に変更 ■「奈良県男女共同参画推進条例」施行 ■「奈良県1日女性模擬議会」開催 ■「データでみるならの男女共同参画」作成
平成14年 (2002年)		<ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタンの女性支援に関する懇話会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ■「なら男女共同参画プラン21(奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改訂版))」策定 ■「奈良県男女共同参画県民会議」設置

平成15年 (2003年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 	
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ ・「DV防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定 	
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	
平成18年 (2006年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」 	<ul style="list-style-type: none"> ■「なら男女GENKIプラン(奈良県男女共同参画計画(第2次))」策定
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和」 ・「DV防止法」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会づくりに向けての市民並びに職員意識調査」実施
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正DV防止法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画基本計画」策定

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月 法律第78号)

目次

前文

第1章 総則 (第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議 (第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女

が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

1 (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本

的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があ

ると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長であ

る者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成11年7月 法律第102号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の

規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

十二から五十八まで 略

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月 法律第160号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。